

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	県税等の賦課徴収に関する事務 全項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

石川県は、県税等の賦課徴収における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

- ・石川県は、県税等の賦課徴収に関する事務を行うため、「税務総合情報システムファイル」を保有し、「税務総合情報システム」により管理し、必要な範囲で特定個人情報(個人番号を含む個人情報)を記録することとしている。
- ・特定個人情報を含む税務情報の漏えい等の防止のため、税務部門以外とは接続されない閉鎖したネットワークとしたうえで、業務端末のデータ出力機能(USB端子等)を全て使用できなくするなどの対策を講じている。
- ・ウイルス等の不正プログラムの混入防止のため、ウイルス対策ソフトを導入し定期的パターン更新を行っている。
- ・運用にあたっては、一部の業務を外部業者に委託しているが、作業内容に関する報告を求め、併せて秘密保持に関しても契約内容に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

石川県知事

## 個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

## 公表日

令和7年3月14日

## 項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

# I 基本情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	県税等の賦課徴収に関する事務
②事務の内容 ※	<p>「地方税法」その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」、「特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律」又は「地方自治法」特別税等に関する暫定措置法(以下「地方税法等」という。)に基づく地方税、森林環境税、特別法人事業税及び地方自治法特別税のうち、石川県(以下「県」という。)が課する各税目(各税に対応する延滞金、過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金を含む。以下「県税等」という。)の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <p>1. 賦課事務(課税事務)</p> <p>① 県税等の納税義務者又は特別徴収義務者並びにその代理人(以下「納税者等」という。)からの申告・届出等又は県による調査に基づき、課税対象・要件等を判定し県税等の額(以下「税額等」という。)を決定し、又は、既に決定した税額等を変更する。</p> <p>2. 徴収事務(収納管理事務、滞納整理事務)</p> <p>① 納付された県税等の収納、還付、充当を行う。</p> <p>② 納税者等からの申請により納税証明書を交付する。</p> <p>③ 滞納となった県税等の督促、滞納整理を行う。</p> <p>(※詳細は「(別添1)事務の内容」を参照)</p>
③対象人数	<p>[ 30万人以上 ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満</p> <p>3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p> <p>5) 30万人以上</p>

## 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

### システム1

①システムの名称	税務総合情報システム
②システムの機能	<p>県税等の賦課徴収に関する事務のための電算処理</p> <p>1. 課税システム(税目別): 税目ごとの課税事務を行う。</p> <p>2. 収納管理システム: 収納管理事務を行う。</p> <p>3. 滞納整理システム: 滞納整理事務を行う。</p> <p>4. 宛名管理システム: 1～3の氏名・住所等を一元的に管理する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他 (電子申告システム、国税連携システム、住民基本台帳ネットワーク(電子記録媒体によるデータ連携))</p>

### システム2～5

### システム2

①システムの名称	統合宛名システム
②システムの機能	<p>1. 団体内統合宛名番号付番機能 既存システムからの要求に基づき、団体内統合宛名番号(情報保有機関内で個人を特定するために利用する番号をいう。以下同じ。)を付番し、既存システムに返却する機能。</p> <p>2. 宛名情報等管理機能 宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し管理する機能。</p> <p>3. 符号要求機能 既存システムからの要求に基づき、団体内統合宛名番号を中間サーバーに登録し、符号の取得要求を行う機能。</p> <p>4. 情報照会機能 既存システムからの要求に基づき、中間サーバーに対して、情報照会を要求し、照会結果を返却する機能。</p> <p>5. 情報提供機能(特定個人情報の登録機能) 既存システムからの要求に基づき、中間サーバーに対して、特定個人情報登録を要求する機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ○ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム</p>

③他のシステムとの接続	[ ] 氏名基本台帳ネットワークシステム [ ] 宛名システム等 [ ○ ] その他 ( 中間サーバー )	[ ] 執行氏名基本台帳ネットワークシステム [ ] 税務システム
-------------	-------------------------------------------------------------	--------------------------------------

### システム3

①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>「中間サーバー」は、情報提供ネットワークシステム、統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得(※1)や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 符号管理機能 団体内統合宛名番号と、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である符号とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。</li> <li>2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の照会要求及び照会結果の受領を行う機能。</li> <li>3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の照会要求の受領及び当該特定個人情報の提供を行う機能。</li> <li>4. 既存システム接続機能 既存システム、統合宛名システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報、符号取得のための情報等について連携するための機能。</li> <li>5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報の照会、又は提供等の記録を生成し、管理する機能。</li> <li>6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(副本)を保持・管理する機能。</li> <li>7. データ送受信機能 情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</li> <li>8. セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する機能。</li> <li>9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能の利用制限や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</li> <li>10. システム管理機能 処理の運用管理、業務統計情報の集計、稼働状況の管理・通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</li> </ol> <p>(※1)セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ( )

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ( )
-------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### システム4

①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム(※都道府県サーバー部分について記載)
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本人確認情報の更新機能 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村コミュニケーションサーバー(以下、「市町村CS」という。(※1))を経由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバーに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。</li> <li>2. 都道府県の他の執行機関への情報提供機能 都道府県の執行機関による「住民基本台帳法」に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は氏名、住所、生年月日及び性別(以下「住基4情報」という。)等に対応付く本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供する。</li> <li>3. 本人確認情報の開示機能 法律に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。</li> <li>4. 地方公共団体情報システム機構(以下「情報システム機構」という)への情報照会機能</li> </ol>

②システムの機能	<p>4. 地方公共団体間情報ネットワーク連携（以下「情報ネットワーク連携」という。）による情報照会機能          全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は住基4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>5. 本人確認情報検索機能          代表端末又は業務端末において入力された住基4情報の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>6. 本人確認情報整合機能          都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。</p> <p>(※1)市町村CS＝各市町村に設置されている住民基本台帳事務のためのコンピューターと住民基本台帳ネットワークシステムの橋渡しをするために設置するコンピューター</p>
----------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等                                              [ ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 （ 税務総合情報システム(電子記録媒体によるデータ連携) )</p>
-------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**システム5**

①システムの名称	国税連携システム
----------	----------

②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国税連携システムは、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、地方税共同機構が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。</li> <li>・国税庁電子申告システム(e-Tax)に申告された所得税申告書等データ及び国税当局に書面で申告された所得税申告書等データが総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じ送付される。</li> <li>・国税連携システムには、             <ul style="list-style-type: none"> <li>①国税庁から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データを受領する。</li> <li>②他の都道府県に対して、所得税申告書等データを送付する。</li> <li>③他の都道府県・市区町村に対して課税根拠資料・寄附金控除申告特例通知データ等を送付する。</li> </ul> </li> </ul> <p>等の機能がある。</p>
----------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等                                              [ ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 （ 地方税ポータルセンター(eLTAX) )</p>
-------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**システム6～10**

**システム6**

①システムの名称	電子申告システム
----------	----------

②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審査及び通知機能              国主導で整備された電子申告システムにおいて、同システムを利用して提出された県税等の申告書データを審査し税額等を確定したうえで、納税者等に通知を行う。</li> <li>・データ連携機能              審査済の申告書データを、閉鎖したネットワーク又は専用線を通じて、県に送信し又は県においてダウンロード可能な形態で提供する。</li> <li>・データ回送機能              他の都道府県・市区町村に対して課税根拠資料・寄附金控除申告特例通知データ等を送付する。</li> </ul>
----------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等                                              [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 （ 地方税ポータルセンター(eLTAX)等 )</p>
-------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

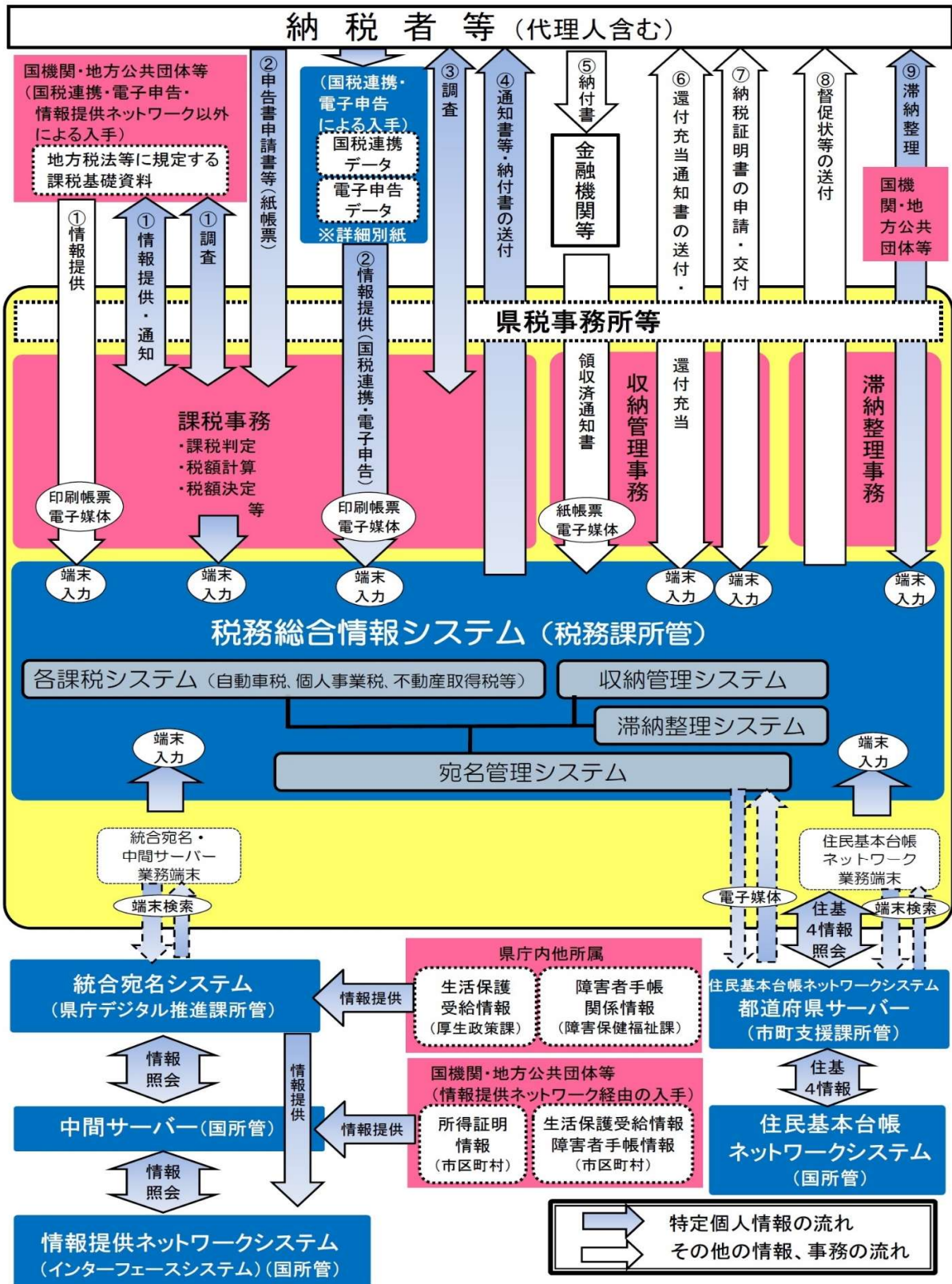
**システム11～15**

**システム16～20**

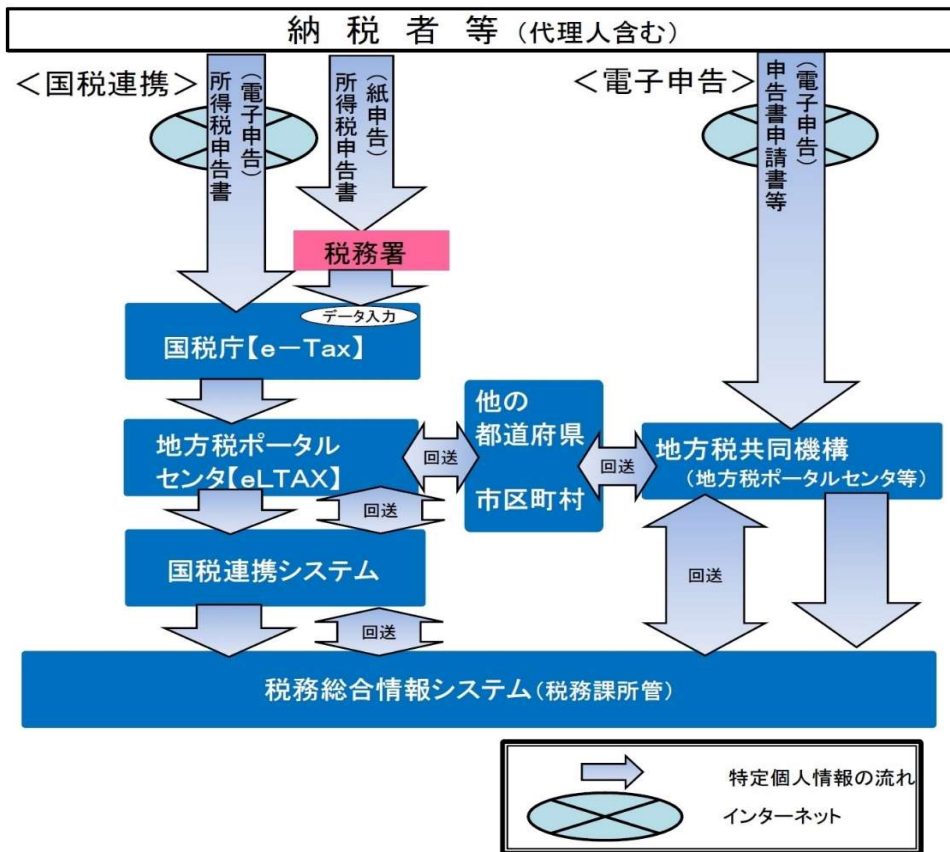
**2. 特定個人情報ファイル等**

<b>3. 特定個人情報ファイル名</b> 税務総合情報システムファイル	
<b>4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由</b>	
①事務実施上の必要性	県税等の公平・公正な賦課徴収に取り組むため ・ 納税者等の特定や、最新の氏名、住所等の把握 ・ 情報提供ネットワークシステムにより、減免等の審査事務の効率化
②実現が期待されるメリット	県税等の賦課徴収に関する事務の効率化と、納税者の利便性の向上 ・ 個人番号により正確な氏名住所を把握することにより、納税通知書等が正確に送達される等 賦課徴収事務の効率化が推進される。 ・ また、県税等の減免等の申請に当たり、添付書類を縮減することができれば、納税者等の利便性が向上する。
<b>5. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。) ・ 第9条第1項 別表24の項及び133の項 ・ 第9条第2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・ 第16条 ・ 第72条
<b>6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	[ 実施する ] <div style="float: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定         </div>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表24の項及び133の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号) ・ 第2条 同条の表49の項 ・ 第51条
<b>7. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	総務部 税務課
②所属長の役職名	総務部税務課長
<b>8. 他の評価実施機関</b>	
-	

(別添1) 事務の内容



【国税連携・電子申告による入手】（詳細説明）



（備考）

納税者等からの申告・申請・届出等又は県による調査に基づき、課税対象・要件等を判定し、税額等を決定し又は既に決定した税額等を変更し、地方税法等の規定により納税通知書等により通知する。（課税事務）

納税者等が納付した県税等を収納し、既に納付された額が確定した税額等より多い場合は超過額を還付し又は他の県税等の未納額に充当する。（収納管理事務）

納税者等からの納付がない場合や納付額が確定した税額等より少ない場合は督促を行った後、滞納整理を行う。（滞納整理事務）

1. 賦課事務（課税事務）

- ① 地方税法等の規定に基づき、県税等の課税基礎資料として、番号法第2条第1項に規定する行政機関（国の行政機関等）、同条第2項に規定する独立行政法人等、地方公共団体、その他特定個人情報を保有し又は取り扱う機関等（以下「国機関・地方公共団体等」という。）が保有し又は取り扱う情報を、これらの機関からの情報提供・通知、又は、これらの機関への調査によって入手し、県が保有する情報を他の地方公共団体又は国の税務官署に情報提供・通知を行う。
- ② 納税者等から、県庁税務課、県税事務所、又は県総合事務所税務課・納税課（以下「県税事務所等」という。）に提出された申告書・申請書・届出書等（以下「申告書申請書等」という。）を受け付け、必要に応じて①により入手した情報により、内容の確認を行う。
- ③ 必要に応じて納税者や申告書申請書等の内容について調査を行う。
- ④ ①～③により、課税対象・要件等を判定し、新たに税額等を決定し、又は、既に決定した税額等の変更を決定し、地方税法等の規定により、納税者等に通知する。

2. 徴収事務（収納管理事務、滞納整理事務）

- ⑤ 納税者が県税等を納付したことについて、金融機関等からの領収済通知書等により確認する。
- ⑥ 納付額が確定した税額等より多い場合は超過額を還付し、又は、未納となっている他の県税等に充当を行い、納税者等に還付充当通知書を送付する。
- ⑦ 納税者等からの交付申請書を受け付け確認を行い、納税証明書を交付する。
- ⑧ 納税者等からの納付がない場合や納付額が確定した税額等より少ない場合は、納税者等に督促状を送付する。
- ⑨ 督促した納税者等から納付がない場合や納付額が確定した税額等より少ない場合は、滞納整理を行う。その際、地方税法等の規定に基づき、納税者等又は国機関・地方公共団体等に対して必要な調査を行う。



## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
税務総合情報システムファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	県税等の納税者等(代理人を除く。)及び県税等の賦課徴収のために県が行う調査(以下「県税調査」という。)の対象者
その必要性	県税等の公平・適正な賦課徴収を行うためには、納税者等及び県税調査対象者の特定個人情報を必要な範囲で保持することは不可欠であるため。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	1. 個人番号及びその他の識別情報: 対象者を特定するために保有 2. 住基4情報及び連絡先: ①県税等の賦課にあたり本人確認するため、②納税通知書等を正しく送達するため、③本人等への連絡のため 3. 国税・地方税関係情報: 国の税務官署・他の都道府県・市区町村で把握した情報に基づき、県税等の賦課事務を行うため 4. 障害者・生活保護・社会福祉関係情報: 障害者等に関する県税等の減免を行うため
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	総務部 税務課

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( 地方税ポータルセンタ(eLTAX)、LGWAN )
③入手の時期・頻度	<p>県税等の賦課(減免等を含む。)の要件の判定のために必要なとき。具体的には次のとおり。</p> <p><b>【納税者からの申告書申請書等による入手】</b>  ・地方税法等の規定に基づき、申告・申請期限に対応する時期・頻度で入手する。  (例)自動車税の身体障害者減免の申請書の提出により入手する場合、原則として毎年4月から5月の間に、納税者が県税事務所等に来所して申請書を提出することにより入手する。</p> <p><b>【他の国機関・地方公共団体等からの入手】</b>  ・地方税法等の規定に基づき、県税等を賦課すべき時期に対応する時期・頻度で入手する。  (例)個人事業税の課税基礎資料として、国税当局に提出された所得税の申告書情報等を、国税庁、他の都道府県から、国税連携システムにより入手する。</p> <p><b>【情報提供ネットワークシステムによる入手】</b>  <b>【住民基本台帳情報ネットワークシステムによる入手】</b>  ・納税者等から申告書申請書等が提出された都度、必要に応じ入手する。</p>
④入手に係る妥当性	<p>県税等の賦課(減免等を含む。)の要件の判定のため、地方税法等及び番号法の規定により入手する。具体的には次のとおり。</p> <p><b>【納税者等からの申告書申請書等による入手】</b>  <b>【国機関・地方公共団体等からの入手】(電子申告・国税連携を含む。)</b>  ・県税等の賦課(減免等を含む。)のため、地方税法等及び番号法の規定により入手する。  ・また、国税連携システムにより入手する場合は、国税当局に提出された所得税の申告書情報を、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて受領する。その提出時期については所得税法に規定されている(所得税の確定申告書の申告期間は、例年は2月16日から3月15日)。</p> <p><b>【情報提供ネットワークシステムによる入手】</b>  ・税の減免等の申請には、要件に該当することを証する書類等の提出又は提示が要件となっているが、納税者等の負担軽減のため、情報提供ネットワークを通じた入手が可能な場合に、必要な情報を入手する。</p> <p><b>【住民基本台帳情報ネットワークシステムによる入手】</b>  ・本人確認及び申告書申請書等に記載された個人番号の真正性の確認のため、住基4情報を照会する。</p>
⑤本人への明示	<p><b>【申告書申請書等による入手、国機関・地方公共団体等からの入手(電子申告・国税連携を含む。)]</b>  ・申告書申請書等は、地方税法等に規定された個人番号欄が設けられた様式により行うので、これにより明示されている。なお、電子申告システム及び国税連携システムでは、地方税法等に規定された様式のみ対応している。</p> <p><b>【情報提供ネットワークシステムによる入手】</b>  <b>【住民基本台帳情報ネットワークシステムによる入手】</b>  ・番号法に明示されている。</p>

⑥使用目的 ※		県税等の賦課(減免を含む。)の要件等の判定、税額等の確定、及び既に確定した税額等の変更、及び徴収事務のため。
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	総務部税務課、各県税事務所、各県総合事務所税務課・納税課
	使用者数	[ 100人以上500人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		<p>県税等の額の決定に必要な情報と決定額等を、税務総合情報システムに登録する。</p> <p>【納税者からの申告書申請書等による入手の場合】 ・県税等の額の計算に必要な情報を手入力し、決定した県税等の額と併せて税務総合情報システムに登録する。 (例)自動車税の身体障害者等減免の申請書の提出により入手する場合 申請書に記載された個人番号を用いて、1件ずつ統合宛名・中間サーバー業務端末を検索し、減免の要件に該当する場合は、税務総合情報システムに減免等の入力を手入力により行う。</p> <p>【他の国機関・地方公共団体等からの入手の場合】(電子申告・国税連携を含む。) ・入手した情報をシステム登録するか、手入力したうえで、決定した県税等の額と併せて税務総合情報システムに登録する。 (例)個人事業税の課税根拠資料を、国税庁、他都道府県から国税連携システムにより入手する場合 国税庁から入手したデータを税務総合情報システムに登録し、税額との決定時に参照する。</p> <p>【情報提供ネットワークシステムによる入手】 ・情報提供ネットワークを通じた入手が可能な場合に、税の減免等の要件に該当することを証する書類等の提出又は提示に替えて入手し、減免区分・減免額等を税務総合情報システムに登録する。 (例)自動車税の身体障害者等減免の場合 申請書に記載された個人番号を用いて、1件ずつ統合宛名・中間サーバー業務端末を検索し、減免の要件に該当する場合は、税務総合情報システムに減免等の入力を手入力により行う。</p> <p>【住民基本台帳情報ネットワークシステムによる入手】 ・本人確認、申告書申請書等に記載された個人番号の真正性確認のため、住基4情報を照会する。 ・また、既に本人確認された納税者等の住基4情報を照会し、最新の内容で税務総合情報システムに登録する。</p>
	情報の突合 ※	<p>・入手した情報の本人確認のため、入手情報に記載されている個人番号により税務情報総合システムを検索したうえで、必要な場合に、同システムに登録された個人番号により、住民基本台帳ネットワークに照会し、住基4情報の突合を行う。</p> <p>・既に本人確認がなされた納税者等の最新の住所・氏名等の把握のため、必要な場合に、税務情報総合システムに登録されている個人番号により、住民基本台帳ネットワークに照会し、住基4情報の突合を行う。</p>
	情報の統計分析 ※	・税の賦課徴収に関する概要としての統計や分析は行うが、特定の個人を判別しうような統計分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	・県税等の額の決定、既に決定された県税等の額の変更、減免等の承認・不承認の決定。
⑨使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[ 委託する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 委託する 2) 委託しない</span> ( 4 ) 件
<b>委託事項1</b>	税務総合情報システム運用管理業務
①委託内容	税務総合情報システムの運用維持管理業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</span>
対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</span>
対象となる本人の範囲 ※	県税等に係る納税者等(代理人を除く。)及び県税調査対象者
その妥当性	税務総合情報システムの運用維持管理は、専門的知識・技能が必要であるため。
③委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</span>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ○ ] その他 ( 税務部門執務室内で業務を実施しているため外部への提供は行っていない )
⑤委託先名の確認方法	契約後県公報に掲載。
⑥委託先名	富士通Japan株式会社
再委託	
⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 再委託する 2) 再委託しない</span>
⑧再委託の許諾方法	委託契約書において、あらかじめ書面承諾を受けた場合に限り再委託できる旨明記したうえで、委託業務を最適な役割分担で遂行できると認められる者を選定している。
⑨再委託事項	税務総合情報システムの運用維持管理業務の一部





<b>委託事項4</b>		電子申告サービス等提供業務
①委託内容		地方税共同機構が提供する「eLTAX審査システム」、「共通納税システム」及び「国税連携システム」の各システムを利用するための環境の提供とサポート業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの一部 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	eLTAXを利用して申告書申請書等を県に提出した納税者等、共通納税システムを利用して県税等を納付した納税者等、及び、個人事業税の納税義務者となるべき者。
	その妥当性	地方税共同機構が「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」に基づいて認定した「認定委託先事業者」(以下同じ。)に委託している。 認定委託先事業者は、「地方税法施行規則第24条の40第3項第2号及び第3号に規定する電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成31年度総務省告示第151号)(以下「地方税関係手続用技術基準」という。)を遵守すべきものとされている。
③委託先における取扱者数		[ 1,000人以上 ]         <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ○ ] その他 ( LGWANを利用した暗号化通信 )
⑤委託先名の確認方法		石川県情報公開条例(平成12年石川県条例第46号)に基づく公開請求により確認できる。
⑥委託先名		株式会社NTTデータ・アイ
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ]         <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託契約書において、あらかじめ書面承諾を受けた場合に限り再委託できる旨明記したうえで、委託業務を最適な役割分担で遂行できると認められる者を選定している。
	⑨再委託事項	審査及び国税連携サービスに係る維持管理・運用業務、及び問合せ対応
<b>委託事項6～10</b>		
<b>委託事項11～15</b>		
<b>委託事項16～20</b>		





<b>提供先2～5</b>	
<b>提供先2</b>	他の都道府県知事、市区町村長、国の税務官署
①法令上の根拠	番号法第19条第2号、第10号及び第15号
②提供先における用途	他の都道府県又は市区町村における地方税法等の規定に基づく地方税の賦課徴収、国税の賦課徴収
③提供する情報	地方税法等又は国税に関する法令に規定する情報(課税根拠資料等)
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">[ 10万人以上100万人未満 ]</div> <div style="width: 50%;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div> </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	県税等の納税者等(代理人を除く。)、県税調査の対象者及び県に対して申告書申請書等を提出した者のうち、地方税法等又は国税に関する法令の規定により、他の都道府県知事、市区町村長又は国の税務官署に情報提供(通知等)を行う旨が定められているもの
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム  <input type="checkbox"/> 電子メール  <input checked="" type="checkbox"/> フラッシュメモリ  <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( LGWAN )         </div> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 専用線  <input checked="" type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)  <input checked="" type="checkbox"/> 紙         </div> </div>
⑦時期・頻度	随時(地方税法等又は国税に関する法令に定める時期)
<b>提供先6～10</b>	
<b>提供先11～15</b>	
<b>提供先16～20</b>	



6. 特定個人情報の保管・消去														
①保管場所 ※		<p>【紙媒体として保管されているもの】(申告書申請書等) ・事務ごとの簿冊に整理編纂し、施錠管理されている執務室・倉庫等に保管する。</p> <p>【システムファイルとして保管されているもの】          &lt;税務総合情報システムにおける措置&gt;          ・監視カメラを設置し、入退出記録を行う等の入退出管理を行っている部屋の中に設置したサーバー内に保管する。</p> <p>&lt;電子申告システム・国税連携システムにおける措置&gt;          ・電子申告審査システム・国税連携受信サーバーは認定委託先事業者のデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。          ・特定個人情報は、サーバー室に設置された電子申告審査システム・国税連携受信サーバーのデータベース内に保存され、バックアップも行われる。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;          ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。          ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>												
②保管期間	期間	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">1) 1年未満</td> <td style="width: 33%;">2) 1年</td> <td style="width: 33%;">3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">10) 定められていない</td> </tr> </table> <p>[        20年以上        ]</p>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年												
4) 3年	5) 4年	6) 5年												
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上												
10) 定められていない														
②保管期間	その妥当性	<p>&lt;税務総合情報システムにおける措置&gt;          ・県税等には、10年以上経過した後で、課税されたり税額が変更されたりするものがあるため。</p> <p>&lt;電子申告システム・国税連携システムにおける措置&gt;          ・電子申告審査システム・国税連携受信サーバー内のデータは課税根拠資料として保管が必要な期間(7年間)を経過後に消去することとしている。</p>												
③消去方法		<p>【紙媒体として保管されているもの】(申告書申請書等)          ・石川県税事務取扱規程(昭和32年訓令甲第6号)(以下「事務取扱規程」という。)に定める文書保存期間経過後、機密文書廃棄専門業者による溶解処理を行う。</p> <p>【システムファイルとして保管されているもの】          &lt;税務総合情報システムにおける措置&gt;          ・ディスク交換やハード更改等の際は、税務課職員がデータ消去ソフトにより完全に消去したうえで、委託業者において物理的破壊を行う。</p> <p>&lt;電子申告システム・国税連携システムにおける措置&gt;          ・電子申告審査システム・国税連携受信サーバー内のデータについては、地方税共同機構が定めた操作手引書に従って税務課職員が消去する。          ・ディスク交換やハード更改等の際は、認定委託先事業者の責任においてデータを消去する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;          ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。          ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出せないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>												
7. 備考														
—														

## (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

### 【宛名管理システム】

<宛名情報>宛名番号, 氏名名称, 住所所在地, 生年月日, 電話番号, 送付先, 原因発生日, 管理税目情報, 課税有無, 口座有無, 過誤納有無, 滞納有無  
<共通番号情報>共通番号, 個人法人区分, 検証状態区分, 宛名番号, 内外区分, 氏名名称, 住所所在地, 性別, 生設立日, 生死法人格存続区分, 死亡法人格消滅日  
<口座情報>宛名番号, 金融機関名店舗名, 預金種別, 口座番号, 口座力ナ名義, 氏名名称, 住所所在地, 電話番号, 口座区分, 申出区分, 対象税目, 取扱開始日, 申出日, 廃止日

### 【個人事業税システム】

<納税義務者等情報>県登録番号, 国税登録番号, 受付日, 氏名, 生年月日, 住所, 電話番号, 業種, 兼業区分, 開業日, 廃業日, 営業所在地, 営業所電話番号, 屋号, 送付先, 備考  
<課税情報>県登録番号, 所得年, 国税処理日, 納通発付日, 調定事由, 法定納期限, 課税標準額, 税率, 確定税額, 期別納期限, 期別税額, 本税減額情報, 課税調査情報, 所得税申告書情報, 個人事業税申告書情報, 国税連携情報

### 【不動産取得税システム】

<納税義務者等情報>登録番号, 取得区分, 非課税区分, 氏名名称, 住所所在地, 持分, 取得日, 家屋分類区分, 土地分類区分, 整理番号, 物件情報, 共有者情報  
<課税情報>登録番号, 課税区分, 調定事由, 申請日, 納通発付日, 当初納期限, 変更後納期限, 災害延長納期限, 原始承継区分, 不均一課税区分, 評価額, 控除額情報, 課税標準額, 税率, 確定税額, 本税減額金額, 住宅区分, 徴収猶予事由, 徴収猶予税額, 徴収猶予期限, 徴収猶予取消情報, 農地生前一括贈与徴収猶予情報, 区画情報, 専有部分面積, 共有部分面積, 延床面積, 住宅部分面積, 住宅以外面積, 特例適用前価格

### 【県たばこ税システム】

<納税義務者等情報>登録番号, 氏名名称, 代表者名, 住所所在地, 電話番号, 手持品課税区分, 備考  
<課税情報>登録番号, 期別, 調定事由, 申告区分, 申告決定日, 法定納期限, 納期限, 納期限変更事由, 通知日, 指定納期限等, 公示送達日, 特例適用区分, 課税標準量, 税率, 確定税額, 過少申告加算金額, 不申告加算金額, 重加算金額, 更正請求日, 本税減額金額, 過少申告加算金減額金額, 不申告加算金減額金額, 重加算金減額金額

### 【自動車2税システム】

<自動車登録情報>当初車台番号, 当初初度登録年月, 登録番号, 年度別課税状況情報, 課税区分, 年度別納税者情報, 登録日, 新車価格, 申出日, 適用年度, 氏名名称, 住所所在地, 生年月日, 電話番号, 車検有効期間満了日, 車検申請日, 車検処理日, 車検時刻, 自動車登録情報, 自動車2税申告書情報  
<自動車税種別割課税情報>登録番号, 課税対象年度, 当初車台番号, 当初初度登録年月, 氏名名称, 住所所在地, 送付先, 税率, 確定税額, 調定事由, 法定納期限, 法定納期限等, 変更後納期限, 納通発付日, 確定税額, 減免等申請日, 減額事由, 減額年度, 減額日, 減額金額, 障害者現況区分, 登録日, 課税月数, 合封情報, 振替口座情報, 返戻住所調査情報  
<自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割課税情報>登録番号, 登録日, 返還日, 課税対象年度, 当初車台番号, 当初初度登録年月, 登録者軽自動車区分, 営業車自家用車区分, 特例区分, 取得価格, 課税標準額, 税率, 確定税額, 調定事由, 法定納期限, 指定納期限, 更正決定通知書発付日, 調定税額, 過少申告加算金額, 不申告加算金額, 重加算金額, 減免等申請日, 更正請求日, 減額事由, 減額年度, 減額日, 本税減額金額, 過少申告加算減額金額, 不申告加算減額金額, 重加算減額金額  
<身障減免情報>身障納税者番号, 申請日, 申請理由, 納税者続柄, 納税者同一生計区分, 身障者氏名漢字, 身障者生年月日, 手帳区分, 手帳交付番号, 手帳交付日, 手帳返還区分, 障害区分, 障害等級, 死亡区分, 運転者氏名漢字, 運転者住所漢字, 運転者続柄, 運転者同一生計区分, 使用目的, 使用頻度, 市町村証明区分, 身障減免開始日, 既減免車情報, 身障減免不承認理由

### 【鉱区税システム】

<納税義務者等情報>登録番号, 氏名名称, 住所所在地, 送付先, 電話番号, 鉱業権区分, 鉱業権者異動事由, 県内分面積延長, 異動日, 送付先  
<課税情報>登録番号, 課税対象年度, 調定事由, 納通発付日, 納期限, 公示送達日, 災害延長納期限, 鉱業権抹消日, 課税月数, 課税標準, 税率, 確定税額, 減額事由, 減額金額

### 【軽油引取税システム】

<納税義務者等情報>登録番号, 登録区分, 業態区分, 氏名名称, 住所所在地, 代表者名, 屋号, 送付先, 連帶有無, 特別徴収義務者登録情報, 仮特約業者指定情報, 特約業者指定情報, 系列, 備考  
<課税情報>登録番号, 期別, 調定事由, 納期限変更事由, 申告区分, 申告決定日, 法定納期限, 更正請求日, 通知日, 指定納期限等, 公示送達日, 災害延長納期限, 申告納入数量, 申告納入欠減量, 最終申告納入数量, 申告納入税率, 申告納入税額, 申告納付数量, 申告納付税率, 申告納付税額, 調定税額, 普通徴収数量, 普通徴収税率, 普通徴収税額, 徴収猶予申請日, 徴収猶予事由, 徴収猶予担保, 徴収猶予額, 徴収猶予期限, 徴収猶予取消日, 過少申告加算金額, 不申告加算金額, 重加算金額, 本税減額金額, 過少申告加算金減額金額, 不申告加算金減額金額, 重加算金減額金額  
<免税軽油情報>免税軽油使用者番号, 免税軽油使用者氏名名称, 免税軽油使用者住所所在地, 業種, 担当者, 電話番号, 免税軽油共同使用者情報, 免税機械情報, 免税軽油使用者証発行情報, 免税証発行情報, 免税軽油使用実績報告情報

### 【個人県民税システム】

<市町村報告情報>市町村名, 年度, 納税義務者数, 納税通知書枚数, 均等割額, 森林環境税額, 所得割額, 分離課税所得割税額, 過少申告加算金額, 不申告加算金額, 重加算金額, 適用按分率, 滞納件数, 滞納税額, 滞納処分件数, 滞納処分額

### 【県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割システム】

<特別徴収義務者情報>税目区分, 特別徴収義務者番号, 氏名名称, 住所所在地, 電話番号, 業種, 届出事由, 新設日, 廃止日, 異動日, 取扱期間情報, 備考  
<課税情報>税目区分, 特別徴収義務者番号, 支払年月, 調定事由, 申告日, 納期限, 通知日, 課税支払額, 還付支払額, 非課税支払額, 課税標準額, 税率, 確定税額, 過少申告加算金額, 不申告加算金額, 重加算金額, 更正請求日, 本税減額金額, 過少申告加算金減額金額, 不申告加算金減額金額, 重加算金減額金額

【法人2税・特別税システム】

<納税義務者情報> 県登録番号, 国税登録番号, 法人名称, 法人所在地, 代表者名, 電話番号, 送付先情報, 決算期情報, 課税管理区分, 業種, 分割情報, 連結情報, 延長情報, 資本金等の額情報, 設立日, 異動区分, 異動日, 備考

<法人県民税課税情報> 県登録番号, 事業年度情報, 申告区分, 申告日, 調定事由, 通知日, 法定納期限, 延長申告期限, 指定納期限, 徴収猶予期限, 災害延長納期限, 公示送達日, 是認情報, 電子申告情報, 法人税情報, 法人税割課税標準額, 法人税割税率, 法人税割確定税額, 均等割税率, 均等割確定税額, 法人県民税確定額, 利子割控除還付情報, 都道府県別分割基準情報, 更正請求日, 本税減額金額, 分割基準通知情報, 課税標準通知情報

<法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税課税情報> 県登録番号, 事業年度情報, 申告区分, 申告日, 調定事由, 通知日, 法定納期限, 延長申告期限, 指定納期限, 徴収猶予期限, 災害延長納期限, 公示送達日, 是認情報, 電子申告情報, 法人税情報, 所得割課税標準額, 所得割税率, 所得割確定税額, 付加価値割課税標準額, 付加価値割税率, 付加価値割確定税額, 資本割課税標準額, 資本割税率, 資本割確定税額, 収入割課税標準額, 収入割税率, 収入割確定税額, 法人事業税確定額, 特別税課税標準額, 特別税率, 特別税確定税額, 事業税特別税合計額, 過少申告加算金額, 不申告加算金額, 重加算金額, 都道府県別分割基準情報, 更正請求日, 本税減額金額, 過少申告加算金減額金額, 不申告加算金減額金額, 重加算金減額金額, 分割基準通知情報, 課税標準通知情報

【ゴルフ場利用税システム】

<特別徴収義務者情報> 特別徴収義務者番号, 氏名名称, 住所所在地, 電話番号, ゴルフ場情報, ゴルフ場支配人名, 等級情報, 特別徴収義務者指定情報

<課税情報> 特別徴収義務者番号, 行為年月, 調定事由, 納期限変更事由, 申告決定日, 法定納期限, 通知日, 指定納期限, 災害延長納期限, 利用人員, 税率, 確定税額, 過少申告加算金額, 不申告加算金額, 重加算金額, 更正請求日, 本税減額金額, 過少申告加算金減額金額, 不申告加算金減額金額, 重加算金減額金額

【狩猟税システム】

<総額入力情報> 登録日, 農林総合事務所名, 区分別登録件数, 区分別確定税額

<還付情報> 登録番号, 氏名, 住所, 調定事由, 確定税額, 本税減額金額

【旧法税・法定外税システム】

<納税義務者情報> 税目区分, 登録番号, 氏名名称, 住所所在地, 代表者名, 電話番号, 送付先情報

<課税情報> 税目区分, 登録番号, 行為年月, 調定事由, 申告日, 法定納期限, 通知日, 指定納期限, 公示送達日, 災害延長納期限, 課税標準情報, 税率, 確定税額, 過少申告加算金額, 不申告加算金額, 重加算金額, 更正請求日, 本税減額金額, 過少申告加算金減額金額, 不申告加算金減額金額, 重加算金減額金額

【収納管理システム】

<徴収原簿情報> 徴収原簿番号, 調定年度, 調定日, 課税事務所, 徴収事務所, 申告決定区分, 当初申告日, 修正申告日, 法定納期限, 法定納期限等, 申告期限, 延長申告期限, 当初納期限, 納期限, 当初指定納期限, 指定納期限, 繰上徴収納期限, 徴収猶予等期限, 徴収猶予事由, 徴収猶予取消事由, 徴収猶予取消日, 納税猶予区分, 納税猶予期間, 延滞金計算情報, 徴収金区分, 当初調定額, 現在調定額, 現在収入額, 未納額, 過誤納額, 不納欠損額, 不納欠損日, 減額事由, 減額年度, 減額日, 更正請求等日, 確定申告期限, 確定申告日, 減額金額, 納通発付区分, 納通等発付日, 納通返戻日, 納通公示送達日, 督促状発付停止区分, 納税証明書発行停止区分, 納税証明書発行停止事由, 納税証明書発行情報

<納付情報> 徴収原簿番号, 消込エラー番号, 納付日, 収納日, 歳入日, 収入年度, 収入事由, 徴収金区分, 当初収入額, 現在収入額, 支払日, 還付充当済額

<還付充当情報> 還付充当整理簿番号, 指示区分, 過誤納元徴収原簿番号, 過誤納元消込エラー番号, 宛名番号, 課税事務所, 過誤納事由, 申告決定区分, 本人氏名名称, 本人住所所在地, 支払先区分, 支払先氏名名称, 支払先住所所在地, 支払方法, 支払先口座等情報, 過誤納元徴収金区分, 過誤納元課税事務所, 納付済額, 納付すべき額, 過誤納額, 充当先徴収原簿番号, 充当先徴収金区分, 充当先課税事務所コード, 充当先申告決定区分, 充当適状日, 充当額, 還付加算金額, 還付加算金計算基礎, 還付額

【滞納整理システム】

<滞納者情報> 宛名番号, 事務所別担当者, 連絡事項, 特殊事情, 勤務先等情報, 財産状況, 個人県民税滞納状況, 市町村税滞納状況, 国税滞納状況, 社会保険料等滞納状況, 経過記録情報

<滞納処分等情報> 徴収原簿番号, 処分日, 処分等種類, 処分等対象金額, 滞納処分費, 納通発付区分, 納通等発付日, 督促状発付区分, 督促状発付日, 督促状返戻日, 督促状公示送達日, 執行停止事由, 執行停止日, 滞納処分時効起算日, 執行停止解除日, 不納欠損事由

<督促催告等発付情報> 帳票区分, 発付日, 徴収原簿番号, 徴収事務所, 担当者, 申告決定区分, 納期限, 申告期限, 延長申告期限, 指定納期限, 徴収猶予期限, 延滞金計算額, 延滞金計算期間, 発付金額, 合封情報, 氏名名称, 送付先区分, 送付先, 未納時点, 納付期限

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
税務総合情報システムファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>【申告書申請書等による入手分】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提出される申告書申請書等は、地方税法等より定められた様式により、納税者等が記載して提出するものであり、当該申告書申請書等においては、当該納税者の必要な情報しか入手することができない。</li> </ul> <p>【他の国機関・地方公共団体等からの入手分】(国税連携・電子申告によるものを含む。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税法等(住民基本台帳ネットワークからの入手については「住民基本台帳法」。以下同じ。)の規定に基づく場合に限り、他の国機関・地方公共団体等より必要な情報の提供を受けており、対象者以外の情報は入手できない。</li> </ul> <p>(例) 国税連携システムからの入手分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国税連携システムは、システム上、国税庁・他都道府県・市区町村から送信される情報以外は入手できない。</li> </ul> <p>(例) 住民基本台帳ネットワークからの入手分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住民基本台帳ネットワーク業務端末は、本人確認のために住基4情報の照会が認められた事務を行う部署に、使用できる担当者を限定して設置することとしており、当該事務の過程で把握した特定個人情報以外は入手できない。</li> </ul>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>【申告書申請書等による入手分】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提出される申告書申請書等は、地方税法等により定められ、必要な情報以外は入手できない。</li> </ul> <p>【他の国機関・地方公共団体等からの入手分】(国税連携・電子申告によるものを含む。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の国機関・地方公共団体等より提供を受ける内容は、地方税法等に定められており、必要な情報以外は入手できない。</li> </ul> <p>(例) 国税連携システムからの入手分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国税連携システムでは、法令等により定められた様式を用いるので、必要な情報以外は入手できない。</li> </ul> <p>(例) 住民基本台帳ネットワークからの入手分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住民基本台帳ネットワーク業務端末は、本人確認のために住基4情報の照会が認められた事務を行う部署に、使用できる担当者を限定して設置することとしており、共通番号及び住基4情報以外の情報は入手できない。</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【申告書申請書等による入手分】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申告書申請書等は、本人等が提出しないかぎり入手できない。</li> </ul> <p>【他の国機関・地方公共団体等からの入手分】(国税連携・電子申告によるものを含む。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の国機関・地方公共団体等は、地方税法等の規定に基づく場合に限り情報提供を行い、入手するための端末等は必要な部署にのみ設置する。</li> </ul> <p>(例) 国税連携システムからの入手分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特定個人情報の入手元(国税庁及び他都道府県)は、使用目的が法令に基づくものであることを理解したうえで提供を行う。</li> </ul> <p>(例) 住民基本台帳ネットワークからの入手分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住民基本台帳ネットワーク業務端末は、本人確認のために住基4情報の照会が認められた事務を行う部署に、使用できる担当を限定して設置することとしている。</li> </ul>

リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク		
入手の際の本人確認の措置の内容	<p>【申告書申請書等による入手・来所分】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・①個人番号カードの提示、②身分証明書等の提示と申告書申請書等に記載された個人番号による住基ネット端末の検索結果との突合等、番号法第16条の規定に基づく措置を行う。</li> </ul> <p>【申告書申請書等による入手・郵送等分】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・①個人番号カードの写しの添付、②身分証明書等の写しの添付と申告書申請書等に記載された個人番号による住基ネット端末の検索結果との突合等、番号法第16条の規定に基づく措置を行う。</li> </ul> <p>【他の国機関・地方公共団体等からの入手分】(国税連携・電子申告によるものを含む。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の入手元である国機関・地方公共団体等が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行ったうえで情報を提供していることが前提となっているが、必要に応じて、県において同条の規定に基づく措置を行う。</li> </ul> <p>(例) 国税連携システムからの入手分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○特定個人情報の入手元(国税庁)において、本人確認を行ったうえで提供を行うことが前提となっている。</li> </ul> <p>(例) 住民基本台帳ネットワークからの入手分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○特定個人情報の入手元(市区町村)において、本人確認を行ったうえで提供を行うことが前提となっている。</li> </ul>	
個人番号の真正性確認の措置の内容	<p>【申告書申請書等による入手・来所分】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・来所時に提示された①個人番号カードの記載内容、②住基ネット端末の検索結果が、申告書申請書等の記載と一致することの確認等、番号法第16条の規定に基づく措置を行う。</li> </ul> <p>【申告書申請書等による入手・郵送等分】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・郵送等により送付された①個人番号カードの写しの記載内容、②住基ネット端末の検索結果が、申告書申請書等の記載と一致することの確認等、番号法第16条の規定に基づく措置を行う。</li> </ul> <p>【他の国機関・地方公共団体等からの入手分】(国税連携・電子申告によるものを含む。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、真正性確認を行ったうえで情報を提供していることが前提となっているが、必要に応じて県において同条の規定に基づく措置を行う。</li> </ul>	
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<p>【申告書申請書等による入手分】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申告書申請書等の記載内容に誤り等があった場合、原則として、本人による訂正等を求めている。</li> </ul> <p>【他の国機関・地方公共団体等からの入手分】(国税連携・電子申告によるものを含む。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入手した情報が不正確であった場合、入手元に対して是正を求めるなどの対応をする。</li> </ul>	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>【申告書申請書等による入手・来所分】 ・申告書申請書等を来所により提出する場合は、窓口で必ず対面により收受することとしている。</p> <p>【申告書申請書等による入手・郵送等分】 ・申告書申請書等を郵送等により提出する場合は、郵便又は信書便によることとされている。</p> <p>【他の国機関・地方公共団体等からの入手分】(国税連携・電子申告・住民基本台帳ネットワークによるものを除く。) ・データの場合は暗号化したうえで、運搬の際施錠できるケースに入れる等、必要な紛失防止の措置を行う。</p> <p>【他の国機関・地方公共団体等からの入手分】(国税連携・電子申告によるもの。) ・国税連携・電子申告による入手は、①専用アプリケーションを使用し、②専用回線又は閉鎖したネットワークを通じ、③不正アクセスチェックを実施し、④暗号化通信によっている場合に限り、実施することとしている。</p> <p>(例) 国税連携による入手の場合 ①専用アプリケーションを使用し、 ②国税庁から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは専用線、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から県まではLGWANとなる閉鎖されたネットワークを通じ、 ③地方税ポータルセンタ(eLTAX)は、不正アクセスチェックを実施し、 ④データ送信は、暗号化通信によっている。</p> <p>【他の国機関・地方公共団体等からの入手分】(住民基本台帳ネットワークによるもの。) ・住民基本台帳ネットワークは、①専用アプリケーションを使用し、②専用回線を通じ、③不正アクセスチェックを実施し、④暗号化通信によっている。 ・税務総合情報システムとの連携には、暗号化機能付きの電子記録媒体を使用することとし、番号法施行規則第20条第4号に定める措置に準じた措置を実施することとする。</p> <p>【委託先と間の授受分】 ・データによる場合は暗号化機能付きの電子記録媒体を使用することとし、番号法施行規則第20条第4号に定める措置に準じた措置を実施することとする。</p>
---------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
--------------------	------------------	--------------------------------------------------------------------

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<p>—</p>	
----------	--



3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<p>&lt;統合宛名システム・中間サーバーにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務に関係のない情報にアクセスできないようアクセス制御を行う。</li> </ul>
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<p>&lt;税務総合情報システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県税等の賦課徴収に関する事務に関係のない情報を保有しない。</li> <li>・統合宛名システム・中間サーバーとは直接接続せず、これらのシステムからは、県税等の賦課徴収に関する事務に必要な情報のみを手入する。</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[ 行っている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 行っている      2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>&lt;税務総合情報システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システム使用者(委託先を含む。)を特定し、システム使用者ごとにユーザーIDを割り当て、パスワードによる認証を行うとともに、生体認証を導入している。</li> <li>・税務部門以外とは接続されない孤立したネットワークとすることにより部外者のアクセスを防止するとともに、特定個人情報へのアクセスログを記録し、管理している。</li> </ul> <p>&lt;統合宛名・中間サーバー業務端末における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・権限のある職員のみが使用できるようID/パスワードにより管理され、施錠可能な執務室に配備されており、漏えい・紛失のリスクに対応している。</li> </ul>
アクセス権限の発効・失効の管理	<p>[ 行っている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 行っている      2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>&lt;税務総合情報システムにおける措置&gt;</p> <p>&lt;統合宛名・中間サーバー業務端末における措置&gt;</p> <p>① 発効管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システム使用所属は、採用・異動により新たにシステム使用者となる者について、事前に、システム管理部門に、システム使用者の登録及び業務に必要なアクセス権限を申請することとしている。</li> <li>・システム管理部門は、業務に必要なアクセス権限のみを付与するものとする。</li> </ul> <p>② 失効管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パスワードは定期的に変更することとしている。</li> <li>・システム使用所属は、システム使用者が退職・異動した場合、速やかに、システム管理部門に、当該使用者に関するアクセス権限の廃止・変更を申請し承認を受けることとしている。</li> <li>・システム管理部門は、不要となったアクセス権限を速やかに失効させるとともに、システム使用所属の職員等の退職・異動等の情報を把握し、必要と認められた場合には、速やかに当該アクセス権限を失効させるものとする。</li> </ul>
アクセス権限の管理	<p>[ 行っている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 行っている      2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>&lt;税務総合情報システムにおける措置&gt;</p> <p>&lt;統合宛名・中間サーバー業務端末における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理用機能については、システム上、システム管理部門以外では利用できないようにしたうえで、管理用権限はシステム管理者にのみ付与することとしている。</li> <li>・業務用権限については、各利用者の業務に必要な権限のみを付与することとしている。</li> <li>・例年4月の定期異動時に見直しを行っている。</li> </ul>
特定個人情報の使用の記録	<p>[ 記録を残している ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 記録を残している      2) 記録を残していない</p>
具体的な方法	<p>&lt;税務総合情報システムにおける措置&gt;</p> <p>&lt;統合宛名・中間サーバー業務端末における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の操作履歴を記録する機能を設け、不正なアクセスがあった恐れのあるときは、操作者を特定することができる。</li> </ul>
その他の措置の内容	<p>&lt;税務総合情報システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・離席時の盗み見等を防止するため、離席ガード機能を設けている。</li> </ul>

リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク			
リスクに対する措置の内容	<税務総合情報システムにおける措置> <統合宛名・中間サーバー業務端末における措置> ・特定個人情報の照会状況を記録する機能を設け、その旨をシステム使用者に周知することとしている。 ・業務外利用の禁止等や、業務情報の漏えい等について、庁内の情報セキュリティ研修や定期的な会議等を通じて周知徹底を図ることとしている。		
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク			
リスクに対する措置の内容	<税務総合情報システムにおける措置> ・特定個人情報の提供は、法令等の規定がある場合以外は認められない旨を職員等に周知する。 ・税務総合情報システムのネットワークは税務部門以外とは接続せず、また、業務端末のUSB端子・DVDドライブ等の外部記録媒体を使用できないよう設定している。		
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	<税務総合情報システムにおける措置> ・維持管理業務の委託先には、契約上、個人情報の保護のために必要な措置を講じさせている。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[ 制限している ]	<選択肢> 1) 制限している                      2) 制限していない
具体的な制限方法	<税務総合情報システムにおける措置> ・事前に特定された者のみに従事させるとともに、生体認証を導入している。 ・使用にあたっては、使用者ごとにユーザーIDを割り当て、パスワードによる認証を行っている。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している                      2) 記録を残していない
具体的な方法	<税務総合情報システムにおける措置> ・作業依頼書等により、県職員が依頼した場合に限り実施している。 ・システム操作記録により、不正なアクセスがあった恐れのあるときは、操作者を特定することができる。	
特定個人情報の提供ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<税務総合情報システムにおける措置> ・基本的に、特定個人情報の取扱いは、税務部門執務室内に限っており、他者への提供は行なわないこととしている。 ・他者への提供が必要な事態が発生した場合は、事前に書面による県の承認を得たうえで、契約上定められた措置を実施することとし、確認方法としては、必要に応じ、個人情報の取扱状況を委託先に報告させ、又は随時、実地に調査することができる旨を契約上定めている。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<税務総合情報システムにおける措置> ・外部への持ち出しが行われた場合には、データの消去後、消去証明書を提出させることとし、書面による事前承認を与える際にその旨を確認することとしている。	
特定個人情報の消去ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<税務総合情報システムにおける措置> ・基本的に、特定個人情報の外部への持ち出しは行わないこととしている。 ・外部への持ち出しが必要な事態が発生した場合は、データの消去後、消去証明書を提出させることとし、書面による事前承認を与える際にその旨を確認することとしている。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
規定の内容	<税務総合情報システムにおける措置> ・契約上、次のとおり規定することとしている。 秘密保持義務 適正管理義務 情報資産(特定個人情報を含む。以下同じ。)の保護対策 事業所内からの情報資産の持ち出しの禁止 再委託の原則禁止と再委託条件 漏えい事故等発生時の委託先の責任 業務終了後の特定個人情報情報の返却又は廃棄 特定個人情報を取扱う従事者の明確化 従事者に対する監督・教育 契約内容の順守状況の報告義務 業務の進捗状況等の報告 県による実施調査及び指示 情報資産の目的外利用及び提供の禁止 資料等の返還	

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<税務総合情報システムにおける措置> ・基本的に、特定個人情報の取扱いは税務部門執務室内に限っており、契約書上、委託先と同等の秘密保持義務を課すこととさせている。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している      2) 記録を残していない
具体的な方法	<p>【電子申告・国税連携によるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電子申告システム及び国税連携システムにより他の都道府県・市区町村への所得税申告書等データの提供を行うが、その際、番号法第19条第10号に規定する措置（提供を受ける者の名称、提供の日時及び提供する項目の記録等）を実施したうえで、公文書としての手続きにより提供し、その稟議文書は簿冊に編綴したうえで、その記録を10年以上保存する。</li> </ul> <p>【電子申告・国税連携によるもの以外】（文書等による場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方税法等又は国税に関する法令に基づき、番号法第19条第10号に規定する措置を実施したうえで、公文書により提供し、その稟議文書は簿冊に編綴したうえで、10年以上保存する。</li> </ul>	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている      2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>【電子申告・国税連携によるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第10号に規定する措置（提供する情報が漏えいした場合に、その旨及びその理由を遅滞なく個人情報保護委員会に報告するために必要な体制の整備と、提供を受ける者が同様の体制を整備していることの確認等）を実施したうえで行うこととしている。</li> <li>電子申告システム及び国税連携システムにより情報連携を行う場合、電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、情報通信技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行う。</li> </ul> <p>【電子申告・国税連携によるもの以外】（文書等による場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方税法等又は国税に関する法令に基づく場合に限り、番号法第19条第10号に規定する措置を実施したうえで、公文書により提供することとしている。</li> <li>文書等による場合は、番号法施行規則第20条第4号の規定に基づく、特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として、内閣総理大臣が定める措置を実施する。</li> </ul>	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>【電子申告・国税連携によるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電子申告システム及び国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととし、他都道府県との間の連携については、LGWAN及び専用線を用い、暗号化したうえで、決められた情報のみを提供するようにシステムで担保している。</li> </ul> <p>【電子申告・国税連携によるもの以外】（文書等による場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方税法等又は国税に関する法令に基づく場合に限り、番号法施行規則第20条第4号の規定に基づく、特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として、内閣総理大臣が定める措置を実施したうえで、公文書により提供することとしている。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>【電子申告・国税連携によるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公文書としての手続きを実施する過程で、上司、決裁権者等のチェックを受けたうえで提供することとしている。</li> <li>電子申告システム及び国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととし、他都道府県との間の連携については、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで担保している。</li> </ul> <p>【電子申告・国税連携によるもの以外】（文書等による場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公文書として作成する過程で、上司、決裁権者等のチェックを受けたうえで提供することとしている。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

—

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ○ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;統合宛名・中間サーバー業務端末における措置&gt;  ・番号法の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。また、利用者に対し規定内容の周知を行い、業務以外に利用することを禁止する。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;  ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。  (※2)番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の規定により、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。  (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;統合宛名・中間サーバー業務端末における措置&gt;  ・統合宛名・中間サーバー業務端末は、権限のある職員のみが使用できるようID/パスワードにより管理され、施錠可能な執務室に配備されており、安全性が保たれている。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;  ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;  ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。  ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;統合宛名・中間サーバー業務端末における措置&gt;  ・情報提供ネットワークシステムから入手した特定個人情報は、その意味内容の改変は行わないことで正確性を担保している。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;  ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>&lt;統合宛名・中間サーバー業務端末における措置&gt;  ・統合宛名・中間サーバー業務端末は、権限のある職員のみが使用できるようID/パスワードにより管理され、施錠可能な執務室に配備されており、漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;  ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。  ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。  ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。  ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;  ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。  ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。  ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>
---------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<税務総合情報システムにおける措置> ・設置場所には、施錠管理、監視カメラの設置等を実施している。  <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。
⑥技術的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<税務総合情報システムにおける措置> ・①他とは接続しない独立したネットワークとし、②ウイルス対策ソフトを導入し定期的にパターンファイルを更新し、③業務端末のUSB端子等外部記録媒体を使用できないよう設定する等の措置を行っている。  <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。
⑦バックアップ	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	—
	再発防止策の内容	—
⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	<税務総合情報システムにおける措置> ・納税者等の死亡を把握した場合、必要に応じ、その旨を登録したうえで、生存者と同様の管理をすることとしている。
その他の措置の内容		—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【紙媒体として保管されているもの】(申告書申請書等)</p> <p>【システムファイルとして保管されているもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申告書申請書等の情報に誤り等があった場合、納税者等に申告書申請書等の訂正を求める。</li> <li>・国機関・地方公共団体等から入手した情報に誤り等があった場合、入手元に訂正を求める。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	<p>[ 定めている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 定めている      2) 定めていない</p>
手順の内容	<p>【紙媒体として保管されているもの】(申告書申請書等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務取扱規程に定める文書保存期間経過後、機密文書廃棄専門業者による溶解処理を行う。</li> </ul> <p>【システムファイルとして保管されているもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・税務総合情報システムに登録されたデータについては、本人の死亡後7年を経過後、自動的に個人番号を消去する。</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>・税務総合情報システム関係機器のリース期間終了後の返却時には、契約上、データを復元不可能な状態にすることを定め、その旨の報告書を提出させている。</p>	

## IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[ 十分に行っている ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的なチェック方法	<p>&lt;石川県における措置&gt; ・評価書の記載内容について、年1回、職員が運用状況を点検し、点検結果を踏まえ運用の問題点を改善することとしている。</p> <p>&lt;電子申告システム・国税連携システムにおける措置&gt; ・「地方税関係手続用技術基準」の達成状況について、自己評価を実施することとしている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>
②監査	<p>[ 十分に行っている ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な内容	<p>&lt;石川県における措置&gt; ・石川県の特定個人情報管理状況監査計画に基づき、石川県監査管理者(行政情報サービスセンター、情報システム室)により2年に1度、次の監査事項について実地監査を行い、監査後は監査結果を踏まえて体制や規定等を見直し、是正通知を受けた場合は速やかに改善措置を講ずることとしている。 特定個人情報の規定・体制整備 事務取扱担当者の教育・研修の実施状況 特定個人情報の盗難、漏えい等の防止策 等</p> <p>・石川県税務課が、県総合(県税)事務所に対して毎年実施する税務事務考査において、情報セキュリティ・特定個人情報保護の観点からチェックを行うこととしている。</p> <p>&lt;電子申告システム・国税連携システムにおける措置&gt; ・地方税共同機構において、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を実施することとしている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[ 十分に行っている ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な方法	<p>&lt;石川県における措置&gt; ・特定個人情報を取り扱う職員に対して、石川県が行う特定個人情報に関する説明会及び情報セキュリティ研修や総務省のeラーニングを受講させるとともに、法令、例規、または内部規程等に違反した職員に対し、法令、例規、または内部規程等に基づき厳正に対処する。 ・税務担当職員(任用された派遣要員、非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための指導を行うこととしている。 ・受託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する特記事項を明記し、契約を締結している。</p> <p>&lt;電子申告システム・国税連携システムにおける措置&gt; ・担当者を、地方税共同機構が毎年実施している情報セキュリティ研修会に参加させることとしている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>

### 3. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

## V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎1階 石川県行政情報サービスセンター
②請求方法	個人情報の保護に関する法律及び石川県個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。
特記事項	県のホームページに請求先、請求方法、請求書様式等を掲載している。
③手数料等	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>[ 有料 ]</span> <span>&lt;選択肢&gt; 1) 有料      2) 無料</span> </div> 手数料額—公文書作成費用として複写機にて作成したものは10円/1枚 (手数料額、納付方法: 納付方法—来庁の場合は現金、郵送の場合は現金書留封筒により送金 )
④個人情報ファイル簿の公表	[ 行っている ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 行っている    2) 行っていない</span>
個人情報ファイル名	税務総合情報システムファイル
公表場所	〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎1階 石川県行政情報サービスセンター
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	石川県総務部税務課 企画・税政納税グループ 〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地
②対応方法	・問い合わせ受付時に、問い合わせに対する対応について記録を残す。

## VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年12月25日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	石川県県民意見募集制度(パブリックコメント)指針に基づきパブリックコメントによる意見聴取を実施。パブリックコメントの実施に際しては、ホームページへの掲載にて全文を閲覧できるようにするとともに、報道機関への情報提供、新聞広報等への掲載を実施。
②実施日・期間	令和6年11月6日から12月9日
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	意見の提出なし。
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	令和7年1月31日
②方法	石川県個人情報保護審査会に諮問し、答申を得る。
③結果	県税等の賦課徴収に関する事務の全項目評価書(案)については、特定個人情報保護評価指針(平成26年4月18日特定個人情報保護委員会告示第4号)第10の1(2)に定める審査の観点に基づき、適合性及び妥当性を点検した結果、適切であると認められる。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

### (別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月20日	Ⅲ 特定個人情報保護ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール(ルール内容及びルール順守の確認方法)	番号法施行規則第20条第2号	番号法施行規則第20条第3号	事後	「重要な変更」に当たらない変更(条項ずれ修正)
平成28年5月20日	Ⅲ 特定個人情報保護ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	番号法施行規則第20条第2号	番号法施行規則第20条第3号	事後	「重要な変更」に当たらない変更(条項ずれ修正)
平成28年5月20日	Ⅲ 特定個人情報保護ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	番号法施行規則第20条第2号	番号法施行規則第20条第3号	事後	「重要な変更」に当たらない変更(条項ずれ修正)
平成29年5月26日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長	総務部税務課長 浜上 静夫	総務部税務課長 大箱 剛	事後	人事異動に伴う所属長名変更



平成30年6月1日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(平成25年5月3 1日法律第27号)(以下「番号法」という。) ・第9条第1項 別表第一の16の項及び 89の項 ・第9条第2項	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(平成25年5月3 1日法律第27号)(以下「番号法」という。) ・第9条第1項 別表第一の16の項及び 89の項 ・第9条第2項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年内 閣府・総務省令第5号) ・第16条 ・第64条	事後	個人情報保護委員会による指 導により、主務省令の記載を 追加
平成30年6月1日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の28の項	番号法第19条第7号 別表第二の28の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26年内閣府・総務省令第7号)第21条	事後	個人情報保護委員会による指 導により、主務省令の記載を 追加
平成30年6月1日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担 当部署 ② 所属長	総務部税務課長 大箱 剛	総務部税務課長	事後	様式変更に伴い、所属長の役 職名のみの記載に変更
平成30年6月1日	II 特定個人ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び第12号	番号法第19条第9号及び第13号	事後	「重要な変更」に当たらない変 更(条項ずれ修正)
平成30年6月1日	II 特定個人ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び第12号	番号法第19条第9号及び第13号	事後	「重要な変更」に当たらない変 更(条項ずれ修正)

平成30年6月1日	<p>Ⅲ 特定個人情報保護ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p> <p>リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク</p> <p>特定個人情報の提供・移転の記録(具体的な方法)</p>	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	「重要な変更」に当たらない変更(条項ずれ修正)
平成30年6月1日	<p>Ⅲ 特定個人情報保護ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p> <p>リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク</p> <p>特定個人情報の提供・移転の記録(ルール内容及びルール遵守の確認方法)</p>	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	「重要な変更」に当たらない変更(条項ずれ修正)
平成30年6月1日	<p>Ⅲ 特定個人情報保護ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p> <p>リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	「重要な変更」に当たらない変更(条項ずれ修正)
平成30年6月1日	<p>Ⅲ 特定個人情報保護ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</p> <p>リスク1: 目的外の入手が行われるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>	番号法別表第2及び第19条第14号	番号法別表第2及び第19条第15号	事後	「重要な変更」に当たらない変更(条項ずれ修正)

平成30年12月14日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	国税連携システム(eLTAX)	電子申告システム、国税連携システム	事後	「重要な変更」に当たらない変更(表記の統一)
平成30年12月14日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ①システムの名称	国税連携システム(eLTAX)	国税連携システム	事後	「重要な変更」に当たらない変更(表記の統一)
平成30年12月14日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	国税連携システム(eLTAX)	国税連携システム	事後	「重要な変更」に当たらない変更(表記の統一)
平成30年12月14日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	①国税庁から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データを受領する。 ②他の都道府県に対して、所得税申告書等データを送付する。	①国税庁から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データを受領する。 ②他の都道府県に対して、所得税申告書等データを送付する。 ③他の都道府県・市区町村に対して課税根拠資料・寄附金控除申告特例通知データ等を送付する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(法令の規定に基づくリスクを明らかに軽減させる変更)

平成30年12月14日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能	[追加]	・データ回送機能 他の都道府県・市区町村に対して課税根拠資料・寄附金控除申告特例通知データ等を送付する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(法令の規定に基づく)リスクを明らかに軽減させる変更)
平成30年12月14日	(別添1)事務の内容 【国税連携・電子申告による入手】(詳細説明)	・左四角三段目「国税連携システム【eLTAX】」 ・右矢印中「(電子申告)県税申告書」 ・中央四角中「他の都道府県」	・左四角三段目「国税連携システム」 ・右上矢印中「(電子申告)申告書申請書等」 ・中央四角中「他の都道府県 市区町村」 ・中央四角(他の都道府県 市区町村)と右四角(電子申告運営機構(地方税ポータルセンター等))との間への矢印(回送)の追加 ・右四角(電子申告運営機構(地方税ポータルセンター等))と下部四角(税務総合情報システム(税務課所管))との間への矢印(回送)の追加 ・これらに伴う四角・矢印の位置調整	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(法令の規定に基づく)リスクを明らかに軽減させる変更)
平成30年12月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	国税連携システム(eLTAX)	国税連携システム	事後	「重要な変更」に当たらない変更(表記の統一)
平成30年12月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	国税連携システム(eLTAX)	国税連携システム	事後	「重要な変更」に当たらない変更(表記の統一)
平成30年12月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	電子申告・国税連携システム(eLTAX)	電子申告システム及び国税連携システム	事後	「重要な変更」に当たらない変更(表記の統一)
平成30年12月14日	II 特定個人ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第9号及び第13号	番号法第19条第9号及び第14号	事後	「重要な変更」に当たらない変更(条項ずれ修正)

平成30年12月14日	II 特定個人ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ③提供する情報	国税連携システム(eLTAX)	国税連携システム	事後	「重要な変更」に当たらない変更(表記の統一)
平成30年12月14日	II 特定個人ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国税連携システム(eLTAX)	国税連携システム	事後	「重要な変更」に当たらない変更(表記の統一)
平成30年12月14日	II 特定個人ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ⑦時期・頻度	国税連携システム(eLTAX)	国税連携システム	事後	「重要な変更」に当たらない変更(表記の統一)
平成30年12月14日	II 特定個人ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第9号及び第13号	番号法第19条第2号、第9号及び第14号	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(法令の規定に基づく)リスクを明らかに軽減させる変更)
平成30年12月14日	II 特定個人ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	県税等の納税者等(代理人を除く。)及び県税調査の対象者のうち、地方税法等又は国税に関する法令の規定により、他の都道府県知事、市区町村長又は国の税務官署に情報提供(通知等)を行う旨が定められているもの	県税等の納税者等(代理人を除く。)、県税調査の対象者及び県に対して申告書申請書等を提出した者のうち、地方税法等又は国税に関する法令の規定により、他の都道府県知事、市区町村長又は国の税務官署に情報提供(通知等)を行う旨が定められているもの	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(法令の規定に基づく)リスクを明らかに軽減させる変更)
平成30年12月14日	II 特定個人ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ⑥提供方法	[ ]その他 ( )	[ O ]その他 ( LGWAN )	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(法令の規定に基づく)リスクを明らかに軽減させる変更)

平成30年12月14日	<p>II 特定個人ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所</p>	国税連携システム(eLTAX)	国税連携システム	事後	「重要な変更」に当たらない変更(表記の統一)
平成30年12月14日	<p>III 特定個人情報保護ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容</p>	国税連携システム(eLTAX)	国税連携システム	事後	「重要な変更」に当たらない変更(表記の統一)
平成30年12月14日	<p>III 特定個人情報保護ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容</p>	国税庁・他都道府県	国税庁・他都道府県・市区町村	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(法令の規定に基づく)リスクを明らかに軽減させる変更)
平成30年12月14日	<p>III 特定個人情報保護ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容</p>	国税連携システム(eLTAX)	国税連携システム	事後	「重要な変更」に当たらない変更(表記の統一)

平成30年12月14日	<p>Ⅲ 特定個人情報保護ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</p> <p>リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>	国税連携システム(eLTAX)	国税連携システム	事後	「重要な変更」に当たらない変更(表記の統一)
平成30年12月14日	<p>Ⅲ 特定個人情報保護ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</p> <p>リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク</p> <p>入手の際の本人確認の措置の内容</p>	国税連携システム(eLTAX)	国税連携システム	事後	「重要な変更」に当たらない変更(表記の統一)
平成30年12月14日	<p>Ⅲ 特定個人情報保護ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p> <p>リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク</p> <p>特定個人情報の提供・移転の記録(具体的な方法)</p>	国税連携システム(eLTAX)	電子申告・国税連携	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(法令の規定に基づく)リスクを明らかに軽減させる変更)
平成30年12月14日	<p>Ⅲ 特定個人情報保護ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p> <p>リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク</p> <p>特定個人情報の提供・移転の記録(具体的な方法)</p>	国税連携により	電子申告システム及び国税連携システムにより	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(法令の規定に基づく)リスクを明らかに軽減させる変更)

平成30年12月14日	<p>Ⅲ 特定個人情報保護ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録(ルール内容及びルール遵守の確認方法)</p>	国税連携システム(eLTAX)	電子申告・国税連携	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(法令の規定に基づくリスクを明らかに軽減させる変更)
平成30年12月14日	<p>Ⅲ 特定個人情報保護ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録(ルール内容及びルール遵守の確認方法)</p>	国税連携により	電子申告システム及び国税連携システムにより	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(法令の規定に基づくリスクを明らかに軽減させる変更)
平成30年12月14日	<p>Ⅲ 特定個人情報保護ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容</p>	国税連携システム(eLTAX)	電子申告・国税連携	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(法令の規定に基づくリスクを明らかに軽減させる変更)



平成30年12月14日	<p>Ⅲ 特定個人情報保護ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p> <p>リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>	国税連携で	電子申告システム及び国税連携システムで	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(法令の規定に基づくリスクを明らかに軽減させる変更)
平成30年12月14日	<p>Ⅲ 特定個人情報保護ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p> <p>リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>	国税連携システム(eLTAX)	電子申告・国税連携	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(法令の規定に基づくリスクを明らかに軽減させる変更)
平成30年12月14日	<p>Ⅲ 特定個人情報保護ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p> <p>リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>	国税連携で	電子申告システム及び国税連携システムで	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(法令の規定に基づくリスクを明らかに軽減させる変更)
平成30年12月14日	<p>Ⅲ 特定個人情報保護ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</p> <p>リスク1: 目的外の入手が行われるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>	番号法別表第2及び第19条第15号	番号法別表第2及び第19条第16号	事後	「重要な変更」に当たらない変更(条項ずれ修正)

平成30年12月14日	Ⅲ 特定個人情報保護ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施期間において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生あり	発生なし	事後	重大事故発生から3年以上経過のため
平成30年12月14日	Ⅲ 特定個人情報保護ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施期間において、個人情報に関する重大事故が発生したか (その内容)	・他所属において、電子メールによるイベントの開催案内を、送付先全員のメールアドレスが表示される状態で計250名に送信。該当者へ謝罪し併せて誤送信したメールの削除を依頼した。	—	事後	重大事故発生から3年以上経過のため
平成30年12月14日	Ⅲ 特定個人情報保護ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施期間において、個人情報に関する重大事故が発生したか (再発防止策の内容)	・当該所属の全職員に対し、それぞれがメールアドレスを知りえない者に一斉送信する際には、所属長の了承を得たのち、宛先がBCCとなっていることを別の職員とダブルチェックを行ってから送信するよう指示。 ・また、情報セキュリティ幹事会を緊急開催し、当該事案の発生と県情報セキュリティポリシー対策基準の遵守及び個人情報の適正な取り扱い管理の徹底を指示した。	—	事後	重大事故発生から3年以上経過のため
平成30年12月14日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 (具体的な内容)	国税連携システム(eLTAX)	国税連携システム	事後	「重要な変更」に当たらない変更(表記の統一)
平成30年12月14日	Ⅳ その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 (具体的な方法)	国税連携システム(eLTAX)	国税連携システム	事後	「重要な変更」に当たらない変更(表記の統一)

令和1年6月21日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	一般社団法人地方税電子化協議会(以下「電子化協議会」という。)	地方税共同機構	事後	「重要な変更」に当たらない変更(法改正による組織名改称)
令和1年6月21日	IV その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 (具体的な内容)	電子化協議会	地方税共同機構	事後	「重要な変更」に当たらない変更(法改正による組織名改称)
令和1年6月21日	IV その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 (具体的な方法)	電子化協議会	地方税共同機構	事後	「重要な変更」に当たらない変更(法改正による組織名改称)
令和2年3月27日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	「地方税法」その他の地方税に関する法律及び地方法人特別税等に関する暫定措置法並びにこれらの法律に基づく条例(以下「地方税法等」という。)による地方税及び地方法人特別税のうち	「地方税法」その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、「特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律」又は「地方法人特別税等に関する暫定措置法」(以下「地方税法等」という。)による地方税、特別法人事業税及び地方法人特別税のうち	事後	「重要な変更」に当たらない変更(法改正による法律名、税目名の変更)
令和2年3月27日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ③他のシステムとの接続	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム	[ O ]情報提供ネットワークシステム [ O ]庁内連携システム	事後	「重要な変更」に当たらない変更(リスクを明らかに軽減させる変更)
令和2年3月27日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	地方共同法人地方公共団体情報システム機構	地方公共団体情報システム機構	事後	「重要な変更」に当たらない変更(法人名の修正)
令和2年3月27日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	別表第一の16の項及び89の項	別表第一の16の項及び99の項	事後	「重要な変更」に当たらない変更(条項ずれ修正)

令和2年3月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	3件	4件	事後	「重要な変更」に当たらない変更(リスクを明らかに軽減させる変更)
令和2年3月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 その他	税務部門執務室内で業務を実施。	税務部門執務室内で業務を実施しているため外部への提供は行っていない。	事後	「重要な変更」に当たらない変更(リスクを明らかに軽減させる変更)
令和2年3月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑧再委託の許諾方法	委託契約書において、あらかじめ書面承諾を受けた場合に限り再委託できる旨明記している。	委託契約書において、あらかじめ書面承諾を受けた場合に限り再委託できる旨明記したうえで、委託業務を最適な役割分担で遂行できると認められる者を選定している。	事後	「重要な変更」に当たらない変更(リスクを明らかに軽減させる変更)
令和2年3月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	自動車税	自動車税種別割	事後	「重要な変更」に当たらない変更(法改正による税目名変更)
令和2年3月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑧再委託の許諾方法	委託契約書において、あらかじめ書面承諾を受けた場合に限り再委託できる旨明記している。	委託契約書において、あらかじめ書面承諾を受けた場合に限り再委託できる旨明記したうえで、委託業務を最適な役割分担で遂行できると認められる者を選定している。	事後	「重要な変更」に当たらない変更(リスクを明らかに軽減させる変更)
令和2年3月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	自動車税及び自動車取得税申告書審査補助等業務委託	自動車税環境性能割、自動車税種別割及び軽自動車税環境性能割申告書審査補助等業務委託	事後	「重要な変更」に当たらない変更(法改正による税目名変更)

令和2年3月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容	自動車税・自動車取得税の申告書と自動車車検証の突合及び自動車税・自動車取得税の申告書の税額計算・審査事務の補助	自動車税環境性能割・種別割の申告書と自動車検査証の突合及び自動車税環境性能割・種別割、軽自動車税・環境性能割の申告書の税額計算・審査事務の補助	事後	「重要な変更」に当たらない変更(法改正による税目名変更)
令和2年3月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4		(追加)	事後	「重要な変更」に当たらない変更(リスクを明らかに軽減させる変更)
令和2年3月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<税務総合情報システムにおける措置> <国税連携システムにおける措置>(国税連携データ受信サーバーについて記載) ・監視カメラを設置し、入退出記録を行う等の入退出管理を行っている部屋の中に設置したサーバー内に保管する。	<税務総合情報システムにおける措置> ・監視カメラを設置し、入退出記録を行う等の入退出管理を行っている部屋の中に設置したサーバー内に保管する。  <電子申告システム・国税連携システムにおける措置> ・電子申告審査システム・国税連携受信サーバーは認定委託先事業者のデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された電子申告審査システム・国税連携受信サーバーのデータベース内に保存され、バックアップも行われる。	事後	「重要な変更」に当たらない変更(リスクを明らかに軽減させる変更)
令和2年3月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 その妥当性	<国税連携システムにおける措置> ・国税連携受信サーバー内のデータについては年1回、前年受信分を消去している。	<電子申告システム・国税連携システムにおける措置> ・電子申告審査システム・国税連携受信サーバー内のデータは課税根拠資料として保管が必要な期間(7年間)を経過後に消去することとしている。	事後	「重要な変更」に当たらない変更(リスクを明らかに軽減させる変更)
令和2年3月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<国税連携システムにおける措置>(国税連携データ受信サーバーについて記載) ・国税連携データ受信サーバー内のデータについては、電子化協議会が定めた操作手引書に従って税務課職員が消去する。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、データ消去ソフトにより税務課職員がデータを消去する。	<電子申告システム・国税連携システムにおける措置> ・電子申告審査システム・国税連携受信サーバー内のデータについては、地方税共同機構が定めた操作手引書に従って税務課職員が消去する。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、認定委託先事業者の責任においてデータを消去する。	事後	「重要な変更」に当たらない変更(リスクを明らかに軽減させる変更)

令和2年3月27日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 【自動車2税システム】	<自動車税課税情報>	<自動車税種別割課税情報>	事後	「重要な変更」に当たらない変更(法改正による税目名変更)
令和2年3月27日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 【自動車2税システム】	<自動車取得税課税情報>	<自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割課税情報>	事後	「重要な変更」に当たらない変更(法改正による税目名変更)
令和2年3月27日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	【法人2税・地方法人特別税システム】	【法人2税・特別税システム】	事後	「重要な変更」に当たらない変更(法改正による税目名変更)
令和2年3月27日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 【法人2税・地方法人特別税システム】	<法人事業税・地方法人特別税課税情報>	<法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税課税情報>	事後	「重要な変更」に当たらない変更(法改正による税目名変更)
令和2年3月27日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 【法人2税・地方法人特別税システム】 <法人事業税・地方法人特別税課税情報>	地方法人特別税課税標準額, 地方法人特別税率, 地方法人特別税確定税額	特別税課税標準額, 特別税率, 特別税確定税額	事後	「重要な変更」に当たらない変更(法改正による税目名変更)
令和2年3月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報が入り漏えい・紛失するリスクに対する措置の内容	【他の国機関・地方公共団体等からの入手分】 (住民基本台帳ネットワークによるもの。) ・住民基本台帳ネットワークは、①専用アプリケーションを使用し、②専用回線を通じ、③不正アクセスチェックを実施し、④暗号化通信によっている。	【他の国機関・地方公共団体等からの入手分】 (住民基本台帳ネットワークによるもの。) ・住民基本台帳ネットワークは、①専用アプリケーションを使用し、②専用回線を通じ、③不正アクセスチェックを実施し、④暗号化通信によっている。  【委託先と間の授受分】 ・データによる場合は暗号化機能付きの電子記録媒体を使用することとし、番号法施行規則第20条第4号に定める措置に準じた措置を実施することとする。	事後	「重要な変更」に当たらない変更(リスクを明らかに軽減させる変更)

<p>令和2年3月27日</p>	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録 (具体的な方法)</p>	<p>【電子申告・国税連携によるもの】 ・電子申告システム及び国税連携システムにより他の都道府県・市区町村への所得税申告書等データ等の提供を行うが、その際、番号法第19条第9号に規定する措置(提供を受ける者の名称、提供の日時及び提供する項目の記録等)を実施したうえでその記録を10年以上保存する。</p> <p>【電子申告・国税連携によるもの以外】(文書等による場合) ・地方税法等又は国税に関する法令に基づき公文書により提供し、その稟議文書は簿冊に編綴したうえで、10年以上保存する。</p>	<p>【電子申告・国税連携によるもの】 ・電子申告システム及び国税連携システムにより他の都道府県・市区町村への所得税申告書等データ等の提供を行うが、その際、番号法第19条第9号に規定する措置(提供を受ける者の名称、提供の日時及び提供する項目の記録等)を実施したうえで、公文書としての手続きにより提供し、その稟議文書は簿冊に編綴したうえで、その記録を10年以上保存する。</p> <p>【電子申告・国税連携によるもの以外】(文書等による場合) ・地方税法等又は国税に関する法令に基づき、番号法第19条第9号に規定する措置を実施したうえで、公文書により提供し、その稟議文書は簿冊に編綴したうえで、10年以上保存する。</p>	<p>事後</p>	<p>「重要な変更」に当たらない変更(リスクを明らかに軽減させる変更)</p>
<p>令和2年3月27日</p>	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール (ルール内容及びルール遵守の確認方法)</p>	<p>【電子申告・国税連携によるもの】 ・提供する情報が漏えいした場合において、その旨及びその理由を遅滞なく特定個人情報保護委員会に報告するために必要な体制を整備するとともに、提供を受ける者が同様の体制を整備していることを確認する。 ・電子申告システム及び国税連携システムにより情報連携を行う場合、電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行う。</p> <p>【電子申告・国税連携によるもの以外】(文書等による場合) ・地方税法等又は国税に関する法令に基づく場合に限り、番号法第19条第9号に規定する措置を講じたうえで、公文書により提供することとしている。</p>	<p>【電子申告・国税連携によるもの】 ・番号法第19条第9号に規定する措置(提供する情報が漏えいした場合に、その旨及びその理由を遅滞なく個人情報保護委員会に報告するために必要な体制の整備と、提供を受ける者が同様の体制を整備していることの確認等)を実施したうえで行うこととしている。 ・電子申告システム及び国税連携システムにより情報連携を行う場合、電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、情報通信技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行う。</p> <p>【電子申告・国税連携によるもの以外】(文書等による場合) ・地方税法等又は国税に関する法令に基づく場合に限り、番号法第19条第9号に規定する措置を実施したうえで、公文書により提供することとしている。 ・文書等による場合は、番号法施行規則第20条第4号の規定に基づく、特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として、内閣総理大臣が定める措置を実施する。</p>	<p>事後</p>	<p>「重要な変更」に当たらない変更(リスクを明らかに軽減させる変更)</p>

令和2年3月27日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</p> <p>リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容</p>	<p>【電子申告・国税連携によるもの以外】(文書等による場合)</p> <p>・地方税法等又は国税に関する法令に基づく場合に限り、番号法第19条第9号に規定する措置を講じたうえで、公文書により提供することとしている。</p>	<p>【電子申告・国税連携によるもの以外】(文書等による場合)</p> <p>・地方税法等又は国税に関する法令に基づく場合に限り、番号法施行規則第20条第4号の規定に基づく、特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として、内閣総理大臣が定める措置を実施したうえで、公文書により提供することとしている。</p>	事後	「重要な変更」に当たらない変更(リスクを明らかに軽減させる変更)
令和2年3月27日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</p> <p>リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容</p>	<p>【電子申告・国税連携によるもの】</p> <p>・電子申告システム及び国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととし、他都道府県との間の連携については、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで担保している。</p>	<p>【電子申告・国税連携によるもの】</p> <p>・公文書としての手続きを実施する過程で、上司、決裁権者等のチェックを受けたうえで提供することとしている。</p> <p>・電子申告システム及び国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととし、他都道府県との間の連携については、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで担保している。</p>	事後	「重要な変更」に当たらない変更(リスクを明らかに軽減させる変更)
令和2年3月27日	<p>Ⅳ その他のリスク対策</p> <p>1. 監査</p> <p>①自己点検 (具体的な内容)</p>	<p>&lt;国税連携システムにおける措置&gt;</p> <p>・国税連携受信システムにあっては、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示第206号)」の達成状況について、自己評価を実施することとしている。</p>	<p>&lt;電子申告システム・国税連携システムにおける措置&gt;</p> <p>・「地方税関係手続用技術基準」の達成状況について、自己評価を実施することとしている。</p>	事後	「重要な変更」に当たらない変更(リスクを明らかに軽減させる変更)



<p>令和2年3月27日</p>	<p>IV その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 (具体的な内容)</p>	<p>&lt;石川県における措置&gt; ・本県の情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ監査を実施することとしている。 ・毎年実施する事務考査において、情報セキュリティの観点からチェックを行うこととしている。</p> <p>&lt;国税連携システムにおける措置&gt; ・情報セキュリティ監査(外部監査)を実施することとしている。 ・地方税共同機構が運営する地方税ポータルセンタ(eLTAX)については、地方税共同機構において、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を実施することとしている。</p>	<p>&lt;石川県における措置&gt; ・石川県の特定個人情報管理状況監査計画に基づき、石川県監査管理者(行政情報サービスセンター、情報システム室)により2年に1度、次の監査事項について実地監査を行い、監査後は監査結果を踏まえて体制や規定等を見直し、是正通知を受けた場合は速やかに改善措置を講ずることとしている。 特定個人情報の規定・体制整備 事務取扱担当者の教育・研修の実施状況 特定個人情報の盗難、漏えい等の防止策等</p> <p>・石川県税務課が、県総合(県税)事務所に対して毎年実施する税務事務考査において、情報セキュリティ・特定個人情報保護の観点からチェックを行うこととしている。</p> <p>&lt;電子申告システム・国税連携システムにおける措置&gt; ・地方税共同機構において、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を実施することとしている。</p>	<p>事後</p>	<p>「重要な変更」に当たらない変更(リスクを明らかに軽減させる変更)</p>
<p>令和2年3月27日</p>	<p>IV その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 (具体的な方法)</p>	<p>&lt;石川県における措置&gt; ・職員に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を推奨している。また、税務担当職員(任用された派遣要員、非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための指導を行うこととしている。 ・受託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する特記事項を明記し、契約を締結している。</p> <p>&lt;国税連携システムにおける措置&gt; ・担当者を、地方税共同機構が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させることとしている。</p>	<p>&lt;石川県における措置&gt; ・特定個人情報を取り扱う職員に対して、石川県が行う特定個人情報に関する説明会及び情報セキュリティ研修や総務省のeラーニングを受講させるとともに、法令、例規、または内部規程等に違反した職員に対し、法令、例規、または内部規程等に基づき厳正に対処する。 ・税務担当職員(任用された派遣要員、非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための指導を行うこととしている。 ・受託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する特記事項を明記し、契約を締結している。</p> <p>&lt;電子申告システム・国税連携システムにおける措置&gt; ・担当者を、地方税共同機構が毎年実施している情報セキュリティ研修会に参加させることとしている。</p>	<p>事後</p>	<p>「重要な変更」に当たらない変更(リスクを明らかに軽減させる変更)</p>

令和2年3月27日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表 個人情報ファイル名	県税に係る課税事務、身体障害者等に対する自動車税・自動車取得税の減免事務、県税の減免事務、県税に係る徴収事務、県税の還付事務	犯則事件としての調査事務、県税に係る課税事務、県税の減免事務、県税に係る徴収事務、県税の還付事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないもの(個人情報ファイル簿のファイル名の修正)
令和2年3月27日	VI 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成27年1月5日	令和2年1月6日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないもの(実施日の更新)
令和2年3月27日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日	平成27年2月9日から3月10日	令和2年1月14日から2月12日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないもの(実施日の更新)
令和2年3月27日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	平成27年1月15日、平成27年3月26日	令和2年2月25日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないもの(実施日の更新)
令和2年7月1日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第16条 ・第64条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第16条 ・第72条	事後	「重要な変更」に当たらない変更(条項ずれ)
令和2年7月1日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が入力が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	【申告書申請書等による入手・来所分】 ・①個人番号カードの提示、②通知カード及び身分証明書等の提示、③身分証明書等の提示と申告書申請書等に記載された個人番号による住基ネット端末の検索結果との突合等、番号法第16条の規定に基づく措置を行う。 【申告書申請書等による入手・郵送等分】 ・①個人番号カードの写しの添付、②通知カード及び身分証明書等の写しの添付、③身分証明書等の写しの添付と申告書申請書等に記載された個人番号による住基ネット端末の検索結果との突合等、番号法第16条の規定に基づく措置を行う。	【申告書申請書等による入手・来所分】 ・①個人番号カードの提示、②身分証明書等の提示と申告書申請書等に記載された個人番号による住基ネット端末の検索結果との突合等、番号法第16条の規定に基づく措置を行う。 【申告書申請書等による入手・郵送等分】 ・①個人番号カードの写しの添付、②身分証明書等の写しの添付と申告書申請書等に記載された個人番号による住基ネット端末の検索結果との突合等、番号法第16条の規定に基づく措置を行う。	事後	「重要な変更」に当たらない変更(法改正に伴う記載の削除)

令和2年7月1日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</p> <p>リスク3: 入手した特定個人情報が入力された特定個人情報データベースの真正性確認の措置の内容</p>	<p>【申告書申請書等による入手・来所分】</p> <p>・来所時に提示された①個人番号カードの記載内容、②通知カードの記載内容、③住基ネット端末の検索結果が、申告書申請書等の記載と一致することの確認等、番号法第16条の規定に基づく措置を行う。</p> <p>【申告書申請書等による入手・郵送等分】</p> <p>・郵送等により送付された①個人番号カードの写しの記載内容、②通知カードの写しの記載内容、③住基ネット端末の検索結果が、申告書申請書等の記載と一致することの確認等、番号法第16条の規定に基づく措置を行う。</p>	<p>【申告書申請書等による入手・来所分】</p> <p>・来所時に提示された①個人番号カードの記載内容、②住基ネット端末の検索結果が、申告書申請書等の記載と一致することの確認等、番号法第16条の規定に基づく措置を行う。</p> <p>【申告書申請書等による入手・郵送等分】</p> <p>・郵送等により送付された①個人番号カードの写しの記載内容、②住基ネット端末の検索結果が、申告書申請書等の記載と一致することの確認等、番号法第16条の規定に基づく措置を行う。</p>	事後	「重要な変更」に当たらない変更(法改正に伴う記載の削除)
令和3年7月1日	<p>I 基本情報</p> <p>6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携</p> <p>②法令上の根拠</p>	番号法第19条第7号 別表第二の28の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第21条	番号法第19条第8号 別表第二の28の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第21条	事前	「重要な変更」に当たらない変更(9月1日施行の番号法の改正に伴う修正)
令和3年7月1日	<p>Ⅲ リスク対策(プロセス)</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p> <p>リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク</p> <p>特定個人情報の提供・移転の記録</p> <p>具体的な方法</p>	<p>【電子申告・国税連携によるもの】</p> <p>・電子申告システム及び国税連携システムにより他の都道府県・市区町村への所得税申告書等データ等の提供を行うが、その際、番号法第19条第9号に規定する措置(提供を受ける者の名称、提供の日時及び提供する項目の記録等)を実施したうえで、公文書としての手続きにより提供し、その稟議文書は簿冊に編綴したうえ、その記録を10年以上保存する。</p> <p>【電子申告・国税連携によるもの以外】(文書等による場合)</p> <p>・地方税法等又は国税に関する法令に基づき、番号法第19条第9号に規定する措置を実施したうえで、公文書により提供し、その稟議文書は簿冊に編綴したうえ、10年以上保存する。</p>	<p>【電子申告・国税連携によるもの】</p> <p>・電子申告システム及び国税連携システムにより他の都道府県・市区町村への所得税申告書等データ等の提供を行うが、その際、番号法第19条第10号に規定する措置(提供を受ける者の名称、提供の日時及び提供する項目の記録等)を実施したうえで、公文書としての手続きにより提供し、その稟議文書は簿冊に編綴したうえ、その記録を10年以上保存する。</p> <p>【電子申告・国税連携によるもの以外】(文書等による場合)</p> <p>・地方税法等又は国税に関する法令に基づき、番号法第19条第10号に規定する措置を実施したうえで、公文書により提供し、その稟議文書は簿冊に編綴したうえ、10年以上保存する。</p>	事前	「重要な変更」に当たらない変更(9月1日施行の番号法の改正に伴う修正)

令和3年7月1日	<p>Ⅲ リスク対策(プロセス)</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p> <p>リスク1:不正な提供・移転が行われるリスク</p> <p>特定個人情報の提供・移転に関するルール</p> <p>ルールの内容及びルール遵守の確認方法</p>	<p>【電子申告・国税連携によるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第9号に規定する措置(提供する情報が漏えいした場合に、その旨及びその理由を遅滞なく個人情報保護委員会に報告するために必要な体制の整備と、提供を受ける者が同様の体制を整備していることの確認等)を実施したうえで行うこととしている。</li> <li>電子申告システム及び国税連携システムにより情報連携を行う場合、電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、情報通信技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行う。</li> </ul> <p>【電子申告・国税連携によるもの以外】(文書等による場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方税法等又は国税に関する法令に基づく場合に限り、番号法第19条第9号に規定する措置を実施したうえで、公文書により提供することとしている。</li> <li>文書等による場合は、番号法施行規則第20条第4号の規定に基づく、特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として、内閣総理大臣が定める措置を実施する。</li> </ul>	<p>【電子申告・国税連携によるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第10号に規定する措置(提供する情報が漏えいした場合に、その旨及びその理由を遅滞なく個人情報保護委員会に報告するために必要な体制の整備と、提供を受ける者が同様の体制を整備していることの確認等)を実施したうえで行うこととしている。</li> <li>電子申告システム及び国税連携システムにより情報連携を行う場合、電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、情報通信技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行う。</li> </ul> <p>【電子申告・国税連携によるもの以外】(文書等による場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方税法等又は国税に関する法令に基づく場合に限り、番号法第19条第10号に規定する措置を実施したうえで、公文書により提供することとしている。</li> <li>文書等による場合は、番号法施行規則第20条第4号の規定に基づく、特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として、内閣総理大臣が定める措置を実施する。</li> </ul>	事前	「重要な変更」に当たらない変更(9月1日施行の番号法の改正に伴う修正)
令和3年11月9日	<p>Ⅱ ファイルの概要</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</p> <p>提供先1</p> <p>①法令上の根拠</p>	番号法第19条第9号及び第14号	番号法第19条第10号及び第15号	事後	「重要な変更」に当たらない変更(条項ずれ)
令和3年11月9日	<p>Ⅱ ファイルの概要</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</p> <p>提供先2</p> <p>①法令上の根拠</p>	番号法第19条第2号、第9号及び第14号	番号法第19条第2号、第10号及び第15号	事後	「重要な変更」に当たらない変更(条項ずれ)

令和3年11月9日	<p>Ⅲ リスク対策(プロセス)</p> <p>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</p> <p>リスク1: 目的外の入手が行われるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>(略)</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第16号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第17号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(略)</p>	事後	「重要な変更」に当たらない変更(条項ずれ)
令和5年7月1日	<p>V 開示請求、問合せ</p> <p>1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</p> <p>②請求方法</p>	石川県個人情報保護条例に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。	個人情報の保護に関する法律及び石川県個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。	事後	「重要な変更」に当たらない変更(法律・条例の改正に伴うもの)
令和5年7月1日	<p>V 開示請求、問合せ</p> <p>1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</p> <p>④個人情報ファイル簿の公表</p> <p>個人情報ファイル名</p>	犯則事件としての調査事務、県税に係る課税事務、県税の減免事務、県税に係る徴収事務、県税の還付事務	税務総合情報システムファイル	事後	「重要な変更」に当たらない変更(法改正に伴うファイル簿の作成に伴うもの)

<p>令和6年7月1日</p>	<p>I 基本情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の内容</p>	<p>「地方税法」その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、「特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律」又は「地方税法等」という。)による地方税、特別法人事業税及び地方税法等のうち、石川県(以下「県」という。)が課する各税目(各税に対応する延滞金、過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金を含む。以下「県税等」という。)の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <p>1. 賦課事務(課税事務)</p> <p>①県税等の納税義務者又は特別徴収義務者並びにその代理人(以下「納税者等」という。)からの申告・届出等又は県による調査に基づき、課税対象・要件等を判定し県税等の額(以下「税額等」という。)を決定し、又は、既に決定した税額等を変更する。</p> <p>2. 徴収事務(収納管理事務、滞納整理事務)</p> <p>①納付された県税等の収納、還付、充当を行う。</p> <p>②納税者等からの申請により納税証明書を交付する。</p> <p>③滞納となった県税等の督促、滞納整理を行う。</p> <p>(※詳細は「(別添1)事務の内容」を参照)</p>	<p>「地方税法」その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」、「特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律」又は「地方税法等」という。)に基づく地方税、森林環境税、特別法人事業税及び地方税法等のうち、石川県(以下「県」という。)が課する各税目(各税に対応する延滞金、過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金を含む。以下「県税等」という。)の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <p>1. 賦課事務(課税事務)</p> <p>①県税等の納税義務者又は特別徴収義務者並びにその代理人(以下「納税者等」という。)からの申告・届出等又は県による調査に基づき、課税対象・要件等を判定し県税等の額(以下「税額等」という。)を決定し、又は、既に決定した税額等を変更する。</p> <p>2. 徴収事務(収納管理事務、滞納整理事務)</p> <p>①納付された県税等の収納、還付、充当を行う。</p> <p>②納税者等からの申請により納税証明書を交付する。</p> <p>③滞納となった県税等の督促、滞納整理を行う。</p> <p>(※詳細は「(別添1)事務の内容」を参照)</p>	<p>事後</p>	<p>「重要な変更」に当たらない変更(法令の改正に伴うもの)</p>
<p>令和6年7月1日</p>	<p>I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5③他のシステムとの接続 システム6③他のシステムとの接続</p>	<p>地方税ポータルセンター(eLTAX)</p>	<p>地方税ポータルセンター(eLTAX)</p>	<p>事後</p>	<p>「重要な変更」に当たらない変更(表記ゆれの是正)</p>

令和6年7月1日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。) ・第9条第1項 別表第一の16の項及び99の項 ・第9条第2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第16条 ・第72条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。) ・第9条第1項 別表24の項及び133の項 ・第9条第2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第16条 ・第72条	事後	「重要な変更」に当たらない変更(法令の改正に伴うもの)
令和6年7月1日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の28の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第21条	番号法第19条第8号 別表24の項及び133の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号) ・第2条 同条の表49の項 ・第51条	事後	「重要な変更」に当たらない変更(法令の改正に伴うもの)
令和6年7月1日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 【国税連携・電子申告による入手】(詳細説明)	地方税ポータルセンター(eLTAX) 電子申告運営機関	地方税ポータルセンタ(eLTAX) 地方税共同機構	事後	「重要な変更」に当たらない変更(、表記ゆれのは正組織変更の反映)
令和6年7月1日	III リスク対策(プロセス) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第16号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の規定により、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	事後	「重要な変更」に当たらない変更(法令の改正に伴うもの)

令和7年3月14日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	行政経営課情報システム室	県庁デジタル推進課	事後	「重要な変更」に当たらない変更(組織改正)
令和7年3月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	富士通株式会社	富士通Japan株式会社	事後	「重要な変更」に当たらない変更(委託先の名称変更)
令和7年3月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	株式会社NTTデータ・アイ	事後	「重要な変更」に当たらない変更(委託先の名称変更)
令和7年3月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目	(略) 【個人県民税システム】 <市町村報告情報>市町村名, 年度, 納税義務者数, 納税通知書枚数, 均等割額, 所得割額, 分離課税所得割税額, 過少申告加算金額, 不申告加算金額, 重加算金額, 適用按分率, 滞納件数, 滞納税額, 滞納処分件数, 滞納処分額 (略)	(略) 【個人県民税システム】 <市町村報告情報>市町村名, 年度, 納税義務者数, 納税通知書枚数, 均等割額, 森林環境税額, 所得割額, 分離課税所得割税額, 過少申告加算金額, 不申告加算金額, 重加算金額, 適用按分率, 滞納件数, 滞納税額, 滞納処分件数, 滞納処分額 (略)	事後	「重要な変更」に当たらない変更(法改正による税目の修正追加)
令和7年3月14日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用	<税務総合情報システムにおける措置> ・システム使用者(委託先を含む。)を特定し、システム使用者ごとにユーザーIDを割り当て、パスワードによる認証を行っている。 (略)	<税務総合情報システムにおける措置> ・システム使用者(委託先を含む。)を特定し、システム使用者ごとにユーザーIDを割り当て、パスワードによる認証を行うとともに、生体認証を導入している。 (略)	事後	「重要な変更」に当たらない変更(リスクを明らかに軽減させる変更)
令和7年3月14日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	<税務総合情報システムにおける措置> ・事前に特定された者のみに従事させることとしている。 (略)	<税務総合情報システムにおける措置> ・事前に特定された者のみに従事させるとともに、生体認証を導入している。 (略)	事後	「重要な変更」に当たらない変更(リスクを明らかに軽減させる変更)



令和7年3月14日	VI評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和2年1月6日	令和6年12月25日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないもの(実施日の更新)
令和7年3月14日	VI評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	令和2年1月14日から2月12日	令和6年11月6日から12月9日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないもの(実施日の更新)
令和7年3月14日	VI評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	令和2年2月25日	令和7年1月31日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないもの(実施日の更新)